

青木周蔵の渡独前の修學歷 (1)

——寺子屋での学習時代——

森 川 潤

(受付 2010年5月31日)

はじめに

予ハ長門國厚狹郡小埴生村ニ在住シタル三浦玄仲ノ長男ナリ三浦ノ祖先ハ元松平周防守ノ家臣ナリシモ数百年前故アリテ浪人トナリ此地ニ来リテ醫ヲ業トシ其後裔モ亦此業ヲ本職トセリ故ニ実父ノ身分ハ無論平民ナリ

三浦団七、のちの青木周蔵は、天保14(1844)年1月、萩城下からとおくはなれた萩藩西南の吉田^{さいばん}宰判土生浦^{おほぶ}小土生の地下医三浦玄仲の長男に生まれる。三浦家は、代々、医業をいとなむ家柄である。団七は、家業をつがなければならない。いずれ中国古典医薬書を涉獵する

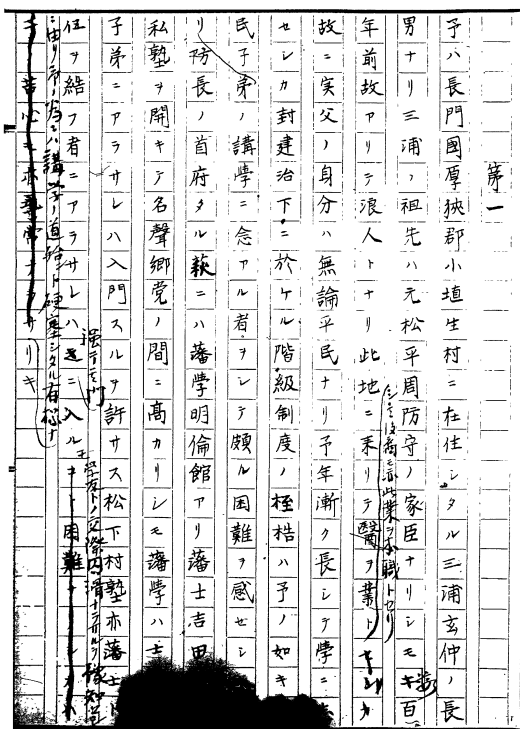


図1 『青木周蔵筆記』の冒頭部分¹⁾

ために漢学をまなび、さらに台頭しつつある蘭学をもまなばなければならない。団七の修学過程は、寺子屋での読み書きの学習からはじまる。

団七が生まれた天保期には、「すでに明治維新の政治的本質の原型が形成されていた」といわれる²⁾。その過程は、御蔭参り（元年）ではじまり、天保通宝発行（6年）、大塩平八郎の乱、生田万の乱、モリソン号事件、徳川家慶の將軍就任（8年）、蛮社の獄（10年）、老中水野忠邦による幕政改革（12年）、改暦（15年）へとつづく。萩藩は、天保2（1831）年の防長一大揆を契機とする天保改革いご、藩政改革と熾烈な政争をくりかえすなかで、鹿児島藩とともに西南雄藩の旗頭になり、明治維新の主導権をにぎる。

天保期には、大久保利通（元年）、木戸孝允（4年）、江藤新平（5年）、井上馨、松方正義（6年）、板垣退助、三条実美（8年）、大隈重信、後藤象二郎、山県有朋（9年）、黒田清隆（11年）、伊藤博文（12年）、井上毅、品川弥二郎（14年）といった明治新政権をになう人材が輩出される。「明治の政治・外交のサブ・リーダー」となる青木周蔵³⁾も、そのひとりである。

本稿では、生まれ育った萩藩の僻隅の地において、地下医の継嗣である三浦団七が、その修学時代の最初の段階においてなにをまなんだか、あとづけることを課題とする。団七がかよった寺子屋に関する記録はこのこされていない。そこで、山口県学務課が明治4（1871）年ころにまとめた『教育沿革史草稿』に収録される舟木宰判の寺子屋でつかわれた教科書である往來にもとづき学習内容を分析することにより可能なかぎり再構成する。

一 地下医三浦玄仲

三浦団七、のちの青木周蔵は、天保14（1844）年1月15日、萩藩西南部の吉田宰判土生浦^お小土生^{はぶ}の地下医三浦玄仲の長男に生まれる。三浦家は、代々、医業にたずさわる。母友子は、吉田宰判の東に隣接する舟木宰判千崎村の地下医目^{さっか}文貞の妹である。団七には、4歳年下の妹きく、12歳年下の弟泰輔、19歳年下の弟格太郎、20歳年下の妹しげ子がいる。嘉永6（1853）年と安政2（1855）年にも弟が生まれるが、いずれも夭逝する⁴⁾。

団七が生まれ育った萩藩は、のちに青木周蔵が述懐しているとおり、地方自治制度という点において、プロイセンと類似している。類似するのは、「最も能ク旧慣故例ヲ保存シテ社会ノ秩序ヲ整頓シ同時ニ郷村ノ独立ヲ維持シ其ノ團結ヲ鞏固ナラシメ延テ一国民ノ團結ヲ堅実ナラシムル」という点である⁶⁾。

明治6年5月、司法省派遣団の一員としてパリにおいてフランス法を調査していた井上毅がベルリンをおとずれ、プロイセン法、プロイセンの地方自治制度について調査する。井上によれば、フランス法が「那破倫コード」、すなわちなポレオン法典（Code Napoléon）にみられるとおり、「全國統一（ユニテー、ナシオナル）」⁷⁾を原則とするのにたいし、プロイセン

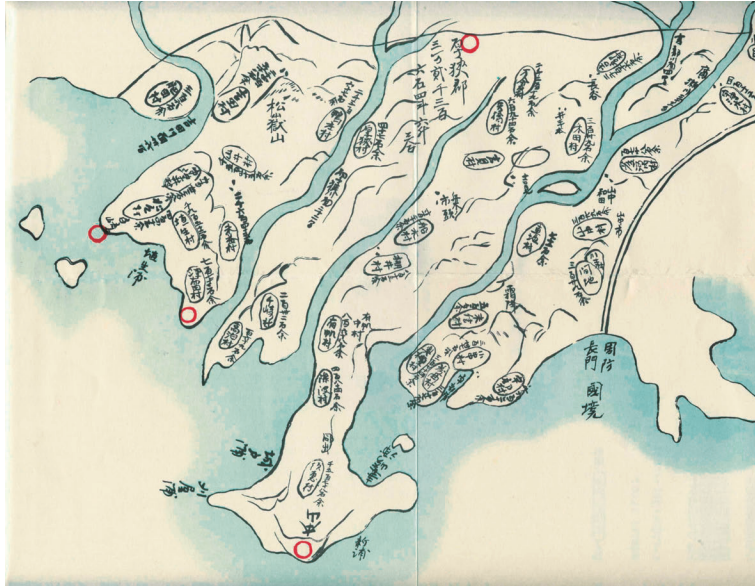


図2 厚狭郡古図⁵⁾

法は「局法」という考え方を原則とする。井上は、「局法」の考え方について、つぎのように述べる。

譬へハ漁人ヲシテ耕民ノ為ル所ヲ為サシム事能ルハス故ニ各民其業産ニ従テ各其ノ慣習異ナル事已ムコトヲ得ザルノ情勢ナリ今其レヲシテ其慣習ヲ概一ナラシムル事決シテ理ノ無キ所ナリ⁸⁾

熊本藩の陪臣の出である井上は、萩藩における宰判を中心とした郷村自治制とプロイセンの地方自治制度の類似性について分析したわけではない。しかし、たしかに萩藩の郷村自治制とプロイセンの地方自治制度には通底するものがある。青木がのちに「獨逸癖」⁹⁾として日独外交をになった背景にも、井上がのちにプロイセン欽定憲法を範とする憲法の起草した背景にも、青年期におけるプロイセンにたいする近親感があったのであろう。

萩藩では、慶安3(1650)年に領内を18の宰判という行政区域に分け、宰判ごとに代官と大庄屋をおく。代官は大組と呼ばれる中堅家臣のなかから任命され、任地における民政、勸農、徴税、治安などの要務を管掌する。平素は萩城内の郡奉行所に勤務するが、春・秋季に各30日、冬季に10日ほど任地におもむき、藩の出先機関である勘場において職務にあたる。代官の下僚として勘定役(算用方)、寺社方、普請方といった諸役がおかれるが、宰判によって地域性がみられる。萩の七島と七浦を管轄する浜崎代官のもとには川浚方、船倉修補銀方、塩売所といった海沿いの地域にとって欠かせない諸役がおかれ、山間部の前山代官のもとには楮方、紙見取方といった諸役がもうけられる。下地知行をもたない無給通^{むきゅうどおり}以下の下級

家臣や卒族が諸役をになう。

大庄屋は地元の庄屋などの名望のある老農のなかからえられ、各村の庄屋と給領地の小都合庄屋を統轄する。大庄屋は勘場に常勤し、算用師、恵米方など勘場役人を指揮する。宰判内の貢米銀の徴収・出納に責任をおい、宗門改、戸口調査、訴訟、窮民の救恤、訴訟など民政にかかわるすべての事柄に関与する。その民政上の権限は藩から派遣される下級役人よりも強い。大庄屋は代官が任命することになっていたが、実際には世襲され、その多くは苗字帯刀をゆるされる。各宰判では、大庄屋のもとに郷村自治制が保持される。

団七が生まれた吉田宰判は萩藩領であり、現在的美祢郡南西部と厚狭郡西部の15の村からなる。土生浦はもともと漁村であったが、近世初期に港町の機能をあわせもつようになり、「市町的特色を帯びる集落」に変容する¹⁰⁾。天保末年には、農人265軒や漁人148軒（日傭を含む）のほかに、商人22軒、職人17軒、その他25軒の「家数竈数」があり、男982人、女928人、都合1910人が居住していた。そのなかには「地下醫者壹人」、すなわち玄仲もふくまれる¹¹⁾。

地勢的には、土生浦は日本海に面する城下町萩から遠くはなれ、瀬戸内海に面する。「沖は豊前豊後を見渡」し、下関まで6里、豊前中津まで18里の位置にある¹²⁾。土生浦は、近世中期には地方と町方にわけられる。地方には、「農業のミ専ラ職とする」農人が暮らす。町方は、漁人が過半数をしめ、商人、職人、船乗り、日傭いなどが居住する。小土生は地方に属する。

実父三浦玄仲は、当時、土生浦ではただひとりの医者である。隣接する津布田、山野井、吉田、松屋の4村のうち、吉田村にだけ「御茶屋勘場御用醫」が2人いた¹³⁾。吉田村は、萩往還や赤間関街道の要衝に位置するために、吉田村には勘場や参勤交代などのさいの藩主の宿泊所であるお茶屋がおかれ、医者が常駐する。玄仲は近郷では数少ない医者のひとりである。

近世社会では、医師資格試験制度もなく、「生計をたてるために、望む者はふつう誰でも医者になれる」¹⁴⁾。農民が医者になるばあいには、庄屋や名主などをとおして代官や領主に届け、許可をうける必要がある。それは、年貢の収納に関係するからである¹⁵⁾。「百姓共之内、病身等二而無據醫師ニ相成度」と願いで、剃髪すれば、すでに医者である¹⁶⁾。江戸後期の読本作者の上田秋成や幕末の志士梅田雲浜も身過ぎのために医者の看板をあげたことがある。「コンブアーティビリティ医術は換金性に富んだ技術であり、儒者の学問は日常的にはまったく無用、かつ何ら生産性をももたなかった」¹⁷⁾。

萩藩では、医者は儒者、書家、絵師、能狂言師、碁打などとともに芸能にたずさわるものとして寺社組に編入され、寺社奉行の管轄下におかれる。そのうち、とくに技能が熟達したものは、手廻組に編入される。手廻頭の支配下において、藩主に近侍し、その側近の職務に服する¹⁸⁾。

地下医は、藩医とはことなり、あくまでも個人の開業医であり、藩政府が安政3（1857）年6月に医業登録制度を導入するまでは、開放的な開業医制度のもとで自由に医業にたずさわることができた。ちなみに、隣接する広島藩では、寛政6（1794）年に郡中医師の営業を統制するようになる。あらたに開業しようとするものは、本道、外科、眼科、鍼術といった医療内容、剃髪、束髪などの医形をしるした願書を郡役所に提出し、許可をえる必要があった¹⁹⁾。萩藩の医業統制は時期的にはやくはない。

団七は、土生村ですくよかに育ち、古老の話によれば、「豪邁にして小事に拘泥せなかつた」²⁰⁾といわれる。

二 寺子屋

嘉永3（1850）年、団七が6歳の時、三浦家は、親戚の名和田作兵衛をたより、舟木宰判藤曲村北条きたじょうに引っ越す。名和田家は、寛永期から苗字帯刀をゆるされ、そのころから、代々、藤曲村の庄屋をつとめ、当主は作兵衛をな²¹⁾。作兵衛は、天保2（1831）年12月には「孝行人」として「萬人之鏡」であり、「農業無怠精力を盡し」、「人柄宜もの」であるとして藩から顕彰される²²⁾。

どのような事情から三浦家が引っ越したのかあきらかではないが、ふたつの理由が考えられる。ひとつは、嘉永3年2月26日に土生浦に発生した火災である。その日、浜崎の漁師の家から出火し、西風にあおられ、商家筋の下市から上市へと延焼する。土生浦は村内の120軒、つまり全戸数の4分の1を焼失する。西念寺と教蔵寺が類焼し、再建に10年の歳月を要する²³⁾。西念寺は、室町幕府の将軍足利義政の時代に開基した浄土宗の寺院である。教蔵寺は、16世紀半ばころに開基した真宗の仏寺である²⁴⁾。

三浦家の居宅がある小土生は浜崎の西に位置するために、類焼をまぬがれる。しかし、村は焼け出された人びとであふれ、おそらく医業によって生計をいとなむことができなくなったであろう。団七が生まれて間もない天保元年7月に130戸あまりが焼失したばかりである。三浦家も「赤貧洗ふが如く」であった²⁵⁾。

三浦家の引っ越しのもうひとつの理由として、いわゆる学齢に達した団七の教育の問題があげられる。当時、子どもたちは6、7歳で寺子屋で手習いをはじめ、萩城下では6年、農村地域でも4、5年読み書きをならう²⁶⁾。

寺子屋は、享保期以降、増加の一途をたどる。全府県を対象とした明治16年の文部省調査によれば、厚狭郡には105の寺子屋があった。そのうち設置時期が明治期と不明のものものをぞけば、79が寛政期（1789～1804年）から慶応期にかけて設置されたことになる。なかでも天保期に設置されたものは16、慶応期に設置されたものは9におよぶ²⁷⁾。ちなみに、慶応期に設置されたものは、防長両国で969に達する。この時期、商品経済が萩藩の寒村にも波及し、

農民の子弟もその渦中にまきこまれ、読み書きの習得が不可避になったことが窺われる。

団七は、代々、医業をいとなむ三浦家の後嗣である。医業をつぐためには、漢方医学の基礎である漢学をまなばなければならない。その手初めに初歩的な読み書きを習得しなければならない。

土生浦にも、在郷諸士の浦上此面、渡辺清行といった寺子屋師匠がいた²⁸⁾。玄仲は、団七が寺子屋をおえたのちの漢学の修業についても配慮しなければならない。生まれ故郷の土生浦の近傍には、舟木宰判舟木村に厚狭毛利氏の朝陽館、清末村蔵本に清末藩校の育英館、長府裏侍町に長府毛利氏の藩校敬業館があった。しかし、いずれも2里ほどの距離があり、子どもには通学は困難である。

親戚の名和田作兵衛がいる藤曲村には寺子屋もあり、しかも、この近辺の諸士や福原家の家臣の子弟は、寺子屋で1、2年まなんだのち、「福原家の菁莪堂へ転学する習わし」があった²⁹⁾。菁莪堂は藤曲村北条から直線にして1里たらずの通学圏にある。火災を契機として、団七の教育について顧慮したすえの引っ越しであろう。

藤曲村は、厚東川の河口の東岸に位置する。埴生浦と同様に港町をかねる漁村である。厚東川沿岸の諸村は、天明期（1781～1789）以降、中野開墾、妻崎開作といった村名からもうかがわれるように、開墾に労力をそそぎ、もっぱら農業を生業とする。藤曲村も、干拓をすすめる³⁰⁾が、主要産業は廻船業や漁業であった。そのころには、藤曲村から、厚東川河口の対岸の妻崎村、有帆村にかけて「農業之間相石炭掘出」ようになり³¹⁾、藤曲村は石炭の積み出し港としてにぎわう。天保末期の藤曲村には、廻船が55艘、漁船が26艘あった。800石積以



図3 藤曲村清図(写)³⁴⁾

上の廻船3艘は北前船として西廻り航路に就航していた。400石積以下の船は瀬戸内海をめぐる³²⁾。廻船乗り、水主、魚売り払いなどの日雇稼ぎと漁業収益により、藤曲村には小規模ながら貨幣経済が浸透していた。

団七が生まれたころ、藤曲村は近隣の奥壇村と中山村とあわせ、家数513軒、そのうち農人409軒、漁人26軒、廻船持48軒、その他30軒であった³³⁾。藤曲村を中心とした3村では、農業にたずさわる人口が80パーセントをしめるが、宇部村などの3村の総石高が8400石であるのにたいし、総石高は2150石にすぎない。1戸あたりの石高も宇部村の半分にすぎない。藤曲村には、医者はいない。庄屋の名和田作兵衛が医者がない藤曲村に転居するよう誘いかけたのかもしれない。

玄仲は、藤曲村北条にうつり、「二階建ての、庭に仙人掌のある家」で開業する。産科を専門にしていたといわれる³⁵⁾。団七は、隣家の中村直輔の寺子屋に寺入りする。北条は、海岸から北にのぼった小高い丘にある。農村では、寺子屋師匠は村方三役をつとめる旧家や豪農か僧侶、神官が多数を占める³⁶⁾が、直輔は士籍にあった。直輔の父丹蔵は、宇部村を領有する萩藩永代家老福原家の家臣から士籍と苗字を譲り受け、息子に中村姓をなのらせる³⁷⁾。直輔は、福原家の家臣として寺子屋をいとなむ。この寺子屋は、明治6年に藤曲小学校として新築され、現在も藤山小学校として存続する³⁸⁾。

団七は、5、6年のあいだ中村直輔のもつとで読み書きをならう。外務大臣在任中の明治33(1900)年5月、青木周蔵は故郷に錦を飾る。藤曲村の名和田家に滞在し、中村直輔の遺族に墓を贈る³⁹⁾。明治22年4月に市制・町村制が実施されたとき、中村直輔は藤曲村と中山村の合併によって生まれた藤山村の初代村長にえらばれる。

団七は、「角字」、すなわち漢字をならいはじめたころに田中平之丞の寺子屋にうつる⁴⁰⁾。藤曲村では、当時、阿川毛利氏の家臣である田中平右衛門とその長男 饒ゆたかも寺子屋を営んでいた⁴¹⁾。『防長風土注進案』には、藤曲村の「在宅之御諸士并陪臣」一覧が掲載されている。その「毛 宮太郎様御家來」、すなわち阿川毛利家第14代当主親彦ちかひこ（幼名宮太郎）の家來の筆頭に「田中平右衛門」の名がみられる⁴²⁾。村の規模からして、田中平之丞と同一人物とみてさしつかえない。

廃藩置県後、山口県学務課は、藩立学校、郷学、寺子屋などについて調査し、『教育沿革史草稿』をまとめる。明治4(1871)年7月に設置された文部省が、学制の起草のために、各府県に教育の実態について調査するよう命じたのおうおじたものであろう。『教育沿革史草稿』には、萩藩独自の宰判単位ではなく、郡単位で、寺子屋師匠から提出された報告した寺子屋の概要がとじられる⁴³⁾。舟木宰判に該当する美祢郡南西部と厚狭郡西部の諸村には、24人の寺子屋師匠がいた。

和田幾衛 沖宇部村 福原家家臣

中嶋安宅	沖宇部村	福原家ノ家臣
縄田俊良	中野開作村	医師
山村政之進	妻崎開作村	毛利藤内ノ臣
岡原周巖	際波村	僧侶
田坂四方蔵	際波村	藩士
佐々木 <small>ムシクイ</small> □ 郎	際波村	藩士
山本半九郎	棚井村	旧藩士

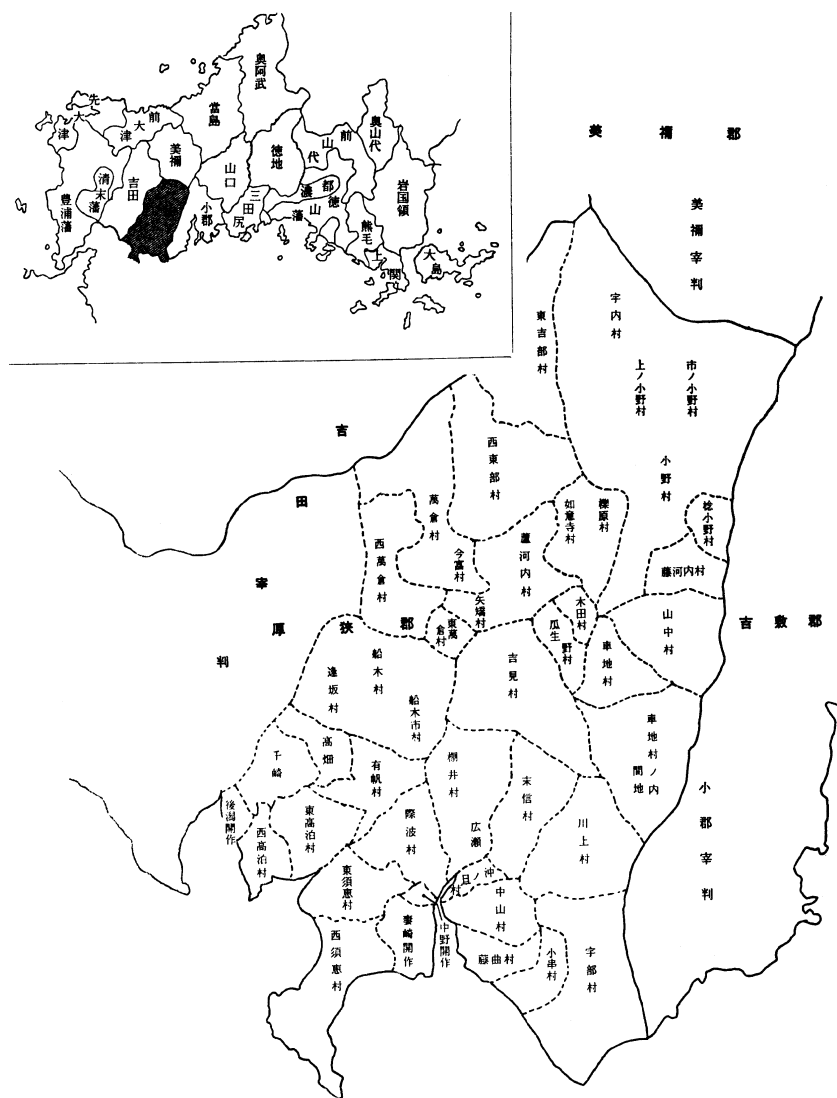


図 4 舟木宰判諸村⁴⁴⁾

松岡道壽	棚井村	藩士
宮本舜亮	末信村	神官
福原俊章	高泊村	毛利元徳ノ臣
伊藤誠一	東高泊村	山口藩毛利元潔ノ家臣
石渡忠安	有帆村	神官
西崎時実	有帆村	神官
安本知左彦	有帆村	農民
山本了安	舟木村	僧侶
佐々部淳□	舟木村	士族
玉井勝之進	舟木村	旧家臣
長谷川作蔵	舟木村	農民
田辺九郎エ門	西吉部村	農民
中山頼乗	西吉部村	僧侶
幸坂寛一	東吉部村	毛利義親家臣
杉山内記	東吉部村	旧毛利義親家臣
田辺九郎右エ門	東吉部村	旧毛利義親家臣毛利能登家来

『教育沿革史草稿』には、中村直輔や田中平右衛門の寺子屋に関する記録は綴じられていない。参考までに、団七がかよった藤曲村の寺子屋師匠と同様に福原家の家臣であったこと、その寺子屋が藤曲村と同様に海岸部に位置することから、沖宇部村の和田幾衛がいとなむ寺子屋の記録をたどる。沖宇部村は、藩政時代には宇部村にふくまれていたが、維新後、宇部村から分化する。

幾衛は、「舊藩毛利家ノ室老福原氏ノ上士」であり、「公務ノ餘暇」に「経済生計ノ為メ」ではなく、「貧民ノ師弟ヲシテ文字ノ何物タルヲ知ラシメ」、「記簿日用ニ困乏セザラシムル」ために寺子屋をいとなむ。安政元(1854)年に開業し、福原家家臣としての公務で多忙なときには、息子の梁亮が師匠を代行する。寺子が男児42名、女児3名という近傍でも標準的な規模の寺子屋である。

『教育沿革史草稿』によれば、幾衛の寺子屋の概要は以下のとおりである。

名稱
 茲ニ筆スベキモノ無レ之
 所在地
 厚狭郡沖宇部村
 塾主氏名
 和田幾衛

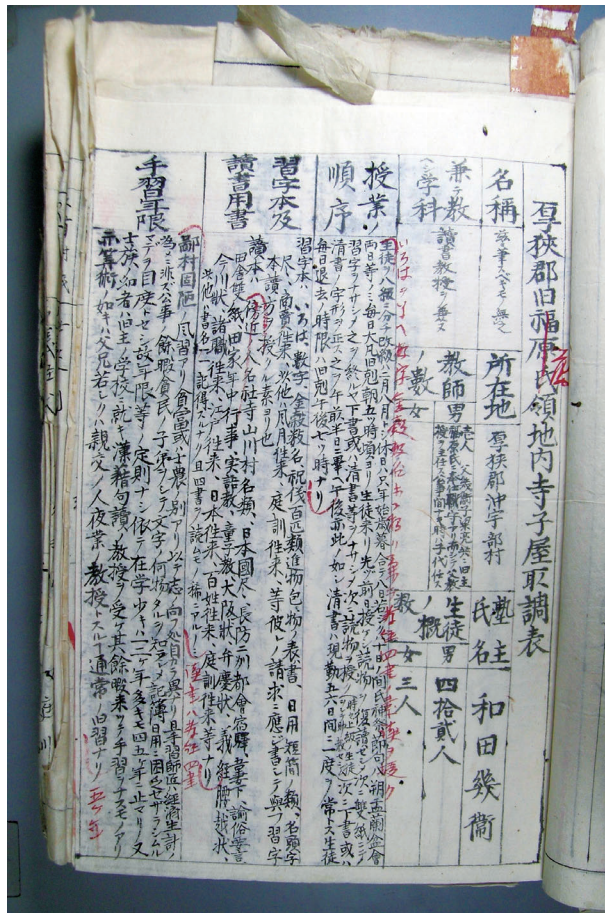


図 5 和田幾衛の寺子屋⁴⁵⁾

兼テ教ヘシ学科

讀書教授ヲ兼ヌ

教師ノ數

男 壹人 父幾衛子梁亮共ニ旧主福原氏ニ奉仕職守アリ而シテ父教授ヲ主任ス公事間ナキ時ハ子代任ス

生徒ノ概數

男 四拾貳人

女 三人

授業ノ順序

生徒ヲ八級ニ分チ改級ハ二月八月トシ休日ハ只年始歳暮合テ八日若シクハ十日ノ間氏神祭節句八朔盂蘭盆會兩日等ノミ毎日大凡旧剋五ツ時頃ヨリ生徒来リ先ヅ前日授ケシ

読物ヲ復読セシメ次ニ雙紙ニテ習字ヲナサシメ之ヲ終ルヤ下書或ハ清書等ヲナサシメ次ニ読物ヲ授ク（時々上級ノ生徒ヲシテ助教セシム）次ニ下書或ハ清書ノ字形ヲ正ス之ヲ午前半日ニ畢ヘ午後亦此ノ如シ清書ハ現勤五六日間ニ一度ヲ常トス生徒毎日退去ノ時限ハ旧剋七ツ時ナリ

習字本及讀書用書

習字本ハいろは、數字、金穀数名、祝儀百疋類進物包ミ物ノ表ハ書、日用短簡ノ類、名頭字尽、商賣往来、此他ハ風月往来、庭訓往来、等彼レノ請求ニ應ジ書シテ與フ習字本讀本方ヲ授クル素ヨリ也

讀書用書ハ、傍近ノ人名社寺山川村名類、日本国尽、長防ニ別都會宿驛、吾妻下、論俗要言、田舎雙紙、田家年中行事、実語教、童子教、大阪狀、弁慶狀、義経越越狀、今川狀、諸職往来、江戸往来、日本往来、百姓往来、庭訓往来等ナリ

其他ハ書名一一記得スルナク且四書ヲ讀ムモノ稀ニアルノミ

手習年限

鄙村固陋ノ風習アル貧富或ハ士農ノ別アリ以テ志ノ向フ処自カラ異ナリ且手習師匠ハ經濟生計ノ為メニ非ズ公事ノ餘暇貧民ノ子弟ヲシテ文字ノ何物タルヲ知ラシメ記簿日用ニ困乏セザラシムルマデヲ日度トセシ故年限等ノ定則ナシ依テ在学少キハ一二ヶ年多キモ四五ヶ年ニ止マリ又士族ノ幼者ハ旧主ノ学校ニ就キ漢籍句讀ノ教授ヲ受ケ其餘暇來ツテ手習ヲナスモノアリ亦算術ノ如キハ父兄若シクハ親交ノ人夜業ノ教授トスルト通常ノ旧習ナリ

束脩謝儀

一定ノ品数は亦貧富アレバナリ○束脩ハ清濁酒ノ間壺升或ハ金貳朱カ壺朱カ旧藩札三四匁ヨリ拾匁迄ノ間ヲ通常トシ此數ヲ越エ十五匁若シクハ金百疋ニ至ルモノハ百人中一二人ノミ今ノ金貨行ハル、ヨリハ八十匁十五匁ヲ以テシ其五匁ニ減ジ二十匁ニ増ス等ハ殆ト稀ナリ師匠ハ之ニ接スルニ一二種ノ者ニテ酒ヲ飲マシム○謝儀ハ年始ニ餅一、重子（一升ヨリ二升迄位）ヲ受ケ師匠ハ手習始メノ時飲食ヲ設ケテ之ニ報ヒ上巳端午七夕重陽ノ節ニ當リ白米貳升ヅ、ヲ齎ラシ來ル師匠ハ賀酒ヲ飲マシメ之ニ應ズ歳暮ハ大約金壺朱カ旧藩札四五匁多キハ金貳朱カ舊藩札十匁ニ至ル師匠ハ酒ヲ飲マシメ筆一對アテヲ與ヘテ之ニ答フ一ヶ年ノ謝儀概畧此ノ如シ

但手習場於補等一切師家ノ自辨ニテ生徒ヨリ僅少モ出サシムルト無シ

塾主行事

塾内男女席ヲ分チ師匠其上坐ニ在テ机ニ憑リ習字讀讀書本等ヲ書ナガラ生徒ノ怠惰喧噪ヲ禁ジ其讀物教授ノ時間來ルヤ直チニ之ヲ教授シ（上級弟子兩三名ヲシテ助教セシム）讀物終ルヤ下書字形ヲ正シ或ハ清書ノ褒貶ヲナス時トシテハ草紙ノ節モ巡視シテ

字形ヲ正ス其餘暇ハ習字本讀本ヲ書寫シ夜以テ日ニ継ギ間暇ナシ
塾主身分

舊藩毛利家ノ室老福原氏ノ上士公務ノ餘暇ヲ以教育ス

沿革略及雜事

安政元年和田幾衛開業シ其子梁亮引續キ明治五年梁亮ニ至リ廃業ス

調査事實計數ニ関スル年代

明治五年

『教育沿革史草稿』は、幾衛の報告にもとづき、その寺子屋での毎日を簡潔にするす。

毎朝 8 時ころ、幾衛の家に寺子があつまり、1 日がはじまる。寺子は机につくと、まず前日ならった読本を復読する。幾衛は、男女の席をわけ、40 人ほどの寺子を習熟度に応じて「八級」にわけける。幾衛は、「いろは」、「数字」、単漢字、漢字の熟語・成句、名寄、短句、短文、日用文章へとすすむ課程を等級化し、各級ごとに習字本や読本をふりわけける。「級」とは、一斉教授のための単位であるクラスではなく、習熟度に応じた等級を意味する。寺子は、自分の等級にわりふられた往來を復読する。年に 2 回、2 月と 8 月に「改級」、すなわち進級の機会がある。手習いは、あくまでも個別的に指導されるが、読本のばあいには、寺子はおなじ等級がであれば、共通の往來をつかう。そのさい、上級生が下級生に読み方をおしえることもある。幾衛は、復読の時間には、教場である座敷の上座にすわり、怠惰な寺子や騒々しい寺子を叱咤しながら習字本や読本を浄書する。

図 6 は、都会の寺子屋の風景である。師匠は、床の間のまえにすわり、寺子のひとりに手習いをおしえている。寺子は、一斉授業ではないために、師匠に対座することもなく、机にむかい、貴重品である紙が真っ黒になるまで手習いをくりかえす。もっとも、江戸中期の草双紙『寺子短歌』などから窺われるとおり、遊びごかりの寺子はしばしば羽目をはずし、師匠からお仕置きされる。床の間の左につままれた帙入りの版本は四書と五経であろう。

等級制は、素読にはじまり、講釈、会読、独看へとすすむ儒学の教授・学習課程から示唆をえたものであろう。こまかな等級区分は、広瀬淡窓の咸宜園における月旦九級の等級システム、すなわち無級からはじまり、順次 1 級から 9 級まで昇級する等級制を想起させる。

復読をおえると、寺子は墨をすり、双紙に手習いをはじめ。寺入りしたばかりの子ども、すなわち最下級の寺子が最初に手習うのは「いろは」と「数字」である。音読しながら手習う。幾衛は、寺子のあいだをめくりながら、ひとりひとり字形を修正する。清書のばあいには、褒めたり、しかったりする。寺子は、手習いの仕上げとして下書きや清書にはげむ。5、6 日下書きをくりかえしたのち、手本を見ずに清書する。幾衛は、「アゲ字」、すなわち清書したものを採点し、寺子にかえす⁴⁷⁾。

硯のあつかい方や具体的な文字の書き方について寺子屋師匠がどのように教えたか、『和

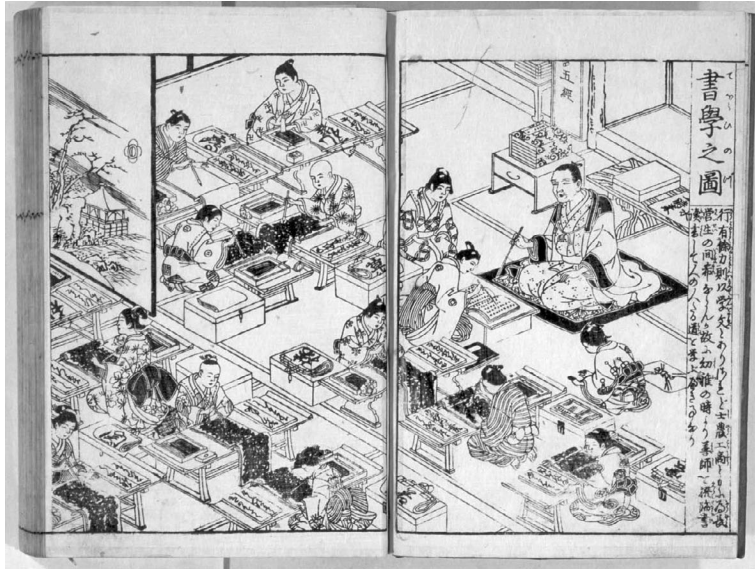


図6 寺子屋風景（『孝教童子訓』）⁴⁶⁾

『和俗童子訓』の記述から窺い知ることができる。『和俗童子訓』は、福岡藩の儒者貝原益軒が宝永7(1710)年にあらわした「わが国における最初のまとまった教育論書」⁴⁸⁾である。『和俗童子訓』にしめされた「教育観・児童観とそれにもとづく教育課程は、中世の教育ときっぱりと縁をたちきって、近世教育のいしずえとなった」⁴⁹⁾。益軒が提示した教育課程や教授法は、萩藩の寒村の寺子屋にもうけつがれる。

硯のあつかい方については、つぎのとおりである⁵⁰⁾。

筆ひたし過すべからず。又、かは（乾）かすべからず、硯は時々あらひ、新水をかへ用ひ、ほこりを去べし。墨をばやはらかにすり、筆をばつよくとるべし。故（に）墨は病夫にすらせ、筆は壯夫にとらしむと云。和流は、これにことなり、筆をやはらかにとる也。

手習の後は、物をかくに硯池の水をそめず、新水を墨する所に入て、墨をすり、時のぞみてそむべし。

筆に墨をそむる事、大字をかくにも三分にすぐべからず。ふかくひたせば、筆よはくして力なし。細字は、猶もみじかくそむべし。

寺子屋師匠は手本をしめしながら、一字一字、文字の書き方を寺子におしえる。『和俗童子訓』は、「双鈎」と「虚円正緊」という「筆の使いよう」を提示し、さらに手習いの初歩を教えるさいの留意点をしるす⁵¹⁾。

小児の時より、大字を多く書習へば、手、くつろぎはたらきてよし。小字を書て、大

字をかかざれば、手、すくみてはたらかず。字を習^{ならう}に、紙をおしま^{おおい}ず、大^{かく}に書べし。に書ならへば、手はたらきて自由になり、又、年長じて後、大字を書^{かく}によし。若、小字のみ書^{かき}習へば、手^う腕すくみて、長じて後、大字をかく^{なり}事成^{なり}がたし。手ならふには、あしき筆にてかくべし。後に筆をゑらばずしてよし。もし善き筆^{かき}にて書^{かき}習へば、後あしき筆にて書く時、筆蹟あしく、時々よき紙にかくべし。あしき紙にのみ書^{かき}ならへば、よき紙にかく時、手すくみて、はたらかず。

さいごに、読本をとりだし、ふたび読み方にうつる。午後も午前と同様に、午前中にならった読本の復読からはじめ、手習い、読本をくりかえす。寺子は、毎日、七ツ時、すなわち夕4時ころに帰宅する。幾衛は、寺子が帰ったのちにも、夜中まで習字本や読本を書写する。刊本は、高価なために師匠が書写した書手本が教科書として使用される。すべて、「御家流の判で押したような文字」⁵²⁾である。午後も午前と同様に反復する。清書は、通常、5、6日間に1度おこなう。



図7 御家流（『御家流百家通用諸職往來』⁵³⁾）

御家流とは、南北朝期の尊円法親王を祖とする書流である。尊円法親王が出家し、京都粟田口の青蓮院の門跡になったために、もともと青蓮院流とも、尊円流とも呼ばれた。江戸時代になると、朝廷だけでなく、幕府も青蓮院流を公文書に採用する。青蓮院流は、御家流とも呼ばれるようになる⁵⁴⁾。徳川幕府は、幕藩体制のもとで、御家流でしるした文書による統一的支配体制をきずきあげる。お触れはもとより、届書、願書、証文などはすべて文書に

よる。諸藩でも御家流が採用され、年貢のとりたてにさいしての割付状も、年貢をおさめるさいに発行される皆済目録も、御家流でしるされる。往来も和様草書体の御家流でしるされたために、話し言葉は地域によりことなるが、書き言葉は全国的にほぼ統一される。ちなみに、芝居では勘亭流、寄席では橘流が採用される。

幾衛の寺子屋には、農民の子弟だけでなく、福原家の家臣の子弟もかよう。かれらは、「旧主ノ学校」、すなわち菁莪堂で「漢籍句讀」をまなぶあいまに幾衛のもとで読み書きをならう。休日は、年末年始に8日か10日、氏神祭、年に5回の節句、新穀の収穫をいわう八朔、すなわち8月1日、お盆に2日ほどである。ただし、多くの寺子をかかえる専門的な都市の寺子屋とはことなり、農村の寺子屋は農繁期には休業となる。近傍には子どもの教育を軽視する風潮があり、さらに寺子には「貧富或ハ士農ノ別」もあるために、「志ノ向フ処」がことなる。手習年限は設定していないが、「貧民ノ子弟」に読み書きの初歩をおしえ、日常生活に不自由しないようになるまで、少なくとも1、2年、長ければ4、5年はかよわせる。

寺子屋は、往来を教科書として読み書きを教授するだけでなく、読み書きをとおして寺子に生活全般にわたる礼儀を身につけさせるという、ふたつの課題をになう。学習課程と礼儀のしつけというふたつの課題に寺子屋師匠がどのようにとりくんだか、『教育沿革史草稿』の幾衛の寺子屋に関する記述をおぎないながら検討する。

まず、幾衛が寺子屋で使用した習字本や読書本は、往来と呼ばれるものである。往来は、もともと往返一対の手紙をいくつか収録し、初学者の教科書として編纂したものである。江戸時代になると、手紙文体で書かれたものばかりでなく、韻文体や散文体で書かれたものでも、初学者の教科書であれば、往来と呼ばれるようになる⁵⁵⁾。寺子屋でつかわれた往来は、石川謙によれば、熟語類、消息類、訓育類、歴史類、地理類、実業類、その他に分類される⁵⁶⁾。

幾衛は、各類の往来を「習字本」と「読書用書」にふりわけた。「習字本」として、「いろは」、「數字」、「金穀数名」、「祝儀百疋類進物包ミ物ノ表ハ書」、「日用短簡ノ類」、「名頭字尽」、「商賣往来」を必修の教科書とし、『風月往来』、『庭訓往来』を任意教科書とする。「習字本」は、「読書用書」と同様に、難易度に応じ「八級」にふり分けられる。

寺子たちは、はじめに熟語類の往来を手習う。熟語類は、「子どもが手はじめに学習するのにふさわしい教材——単字・単語・短句・短文などをあつめて一編にしたてた往来」である。「単字・単語等をあつめ、なんらかの基準をもうけて配列することにより、子どもが手習って覚えやすいように工夫した」字尽型、人名・官名・動植物・衣服・食物・住居……といったような社会生活のある特定の分野に着目して、この分野を基軸に成語・熟語を蒐集・配列した」名寄型、『千字文』に代表される千字文型がある⁵⁷⁾。

幾衛は、まず「いろは」をおしえる。『和俗童子訓』は、初学の子どもに読み書きをおし

えるさいの心構えについて、つぎのようにしるす⁵⁸⁾。

小児に^{はじめ}初て書を授くるには、文句を長くおしゆべからず。一句二句をしゆ。又、一度に多く授くべからず。多ければおほえがたく、をほえても堅固ならず。其上、^{いと}厭倦んで学をきらふ。必(ず)たいくつせざるやうに、^{すこし}少づつ授くべし。其をしえやうは、はじめは、只一字二字三字づつ字をしらしむべし。其後一句づつをしゆべし。

「いろは」がおわれれば、「數字」にうつる。音読しながら、「一、二、三・・・拾、百、千、万・・・」を何度も書きしるし、その応用として「金穀数名」、「祝儀百疋諸進物包ミ物ノ表ハ書」を手習う。「金穀数名」は、兩・分・朱、匁・分・厘・毛、文といった貨幣の単位、石・斗・升・合・勺・才・弗といった穀類の単位である。「祝儀百疋諸進物包物ノ表ハ書」は、祝儀や進物の表書きである。『和俗童子訓』は、熟語類の手習いについて、つぎのようにしるす⁵⁹⁾。

小児、^{はじめ}初て手習するには、^{まず}先一二三四五六七八九十百千万億、次に天地、父母、五倫、五常、四端、七情、四民、陰陽五行、四時、四方、^{ごこく}五穀、^{ごみ}五味、^{ごしき}五色などの名目の手本を、^{しんじ}真字に書て、^{かき}大に書習はしむべし。

「あいうゑを」五十字は、和音に通ずるに益あり。^{よこたて}横縦によみ覚ふべし。かなづかひ、「てには」なども、これを以(て)、しるべし。「いろは」の益なきにまされり。^{かな}国字も、皆是にそなはれり。片かなは、をそく教え知らしむべし。

真字は楷書であるが、幾衛も日常生活で常用する草書体だけをおしえ、楷書体はおしえな。片仮名は、ひらがなを習得したのちにまなぶ。

団七は、熟語類をおえたころに、隣の中村直輔の寺子屋から田中平之丞の寺子屋にうつる。幾衛の寺子屋では、熟語類をおえると、「日用短簡ノ類」、『名頭字尽』、『商賣往来』を教科書として成句や短文の手習いにうつる。「日用短簡ノ類」は、消息類の往来である。『名頭字尽』は、『名頭』の異称であり、熟語類・名寄型の往来である。俗称の頭字に用いる漢字を列举したものであり、源平藤橘をはじめ、漢字の種類がおおい。

消息類は、「消息=手紙の模範文・模型文を収めたもの、あるいは手紙文に頻用される短文・短句・単語等を聚めて一卷の手本に編集したもの」である。近世公刊の古往来、「古往来中の『消息文例集』にならって、手紙模範文・模型文をあつめて一編の往来物にしたてた」消息文例型、「手紙文によく用いられる短いのみをあつめた」初学文章型、「日常の社会生活をいとむのにあたって必要とされるさまざまな文書——手紙文・公式文書・契約書などの書法・書式に習熟させるのをねらいとして作られた」用文章型、「消息文にしばしば使われる単語・短句・短文のみをあつめて書きならべている」消息往来型がある⁶⁰⁾。「日用短簡ノ類」は、消息類・用文章型の往来である。

『商賣往来』は、実業類・商業型に分類される往来である。実業類は、「商業を中心に農業・

工業をもふくみこんだ全産業」の「発達の軌跡」に雁行するように上梓され、普及した往来である。江戸時代の総人口の80パーセントを占める農民とその子弟を対象とする農業型、工業型、商業型、「士・農・工・商のそれぞれを『職』とみなし、これらの各職に必要な知識・技術ならびに生活心得について記した」諸職型がある⁶¹⁾。農業型は、農村行政を現場でなう村方三役などの上層農民子弟を対象とする農業往来系、「農民が直接・間接に関与する労働や生活のほとんどにわたる総合語彙教科書の性格」をもつ百姓往来系、農業往来・百姓往来系より派生・発展したもの、「漁村の子どもらを対象として、漁業に要用の文字や記事」をあつめた漁業に関するものに分類される。工業型には、大工番匠に関するもの、左官職に関するもの、船匠に関するもの、工具・寸法に関するものがある。商業型は、商売往来、商売往来系、商売往来系より派生・発展したものに分類される。商売往来は、『商売往来』そのものである。

『商売往来』は、堀流水軒が編纂し、元禄7（1694）年に大坂の書肆により板行されたものである。商業型往来の原型になっただけでなく、実業類などの往来の編集方法や内容に多大な影響をおよぼす。しかも、全国的に使用されたために、商業用語などの経済活動に必要な知識や書式を共通化する。堀流水軒については、「上方の手習師匠」であったという説がある⁶²⁾が、「書家であるとともにかなりの知識人であった」ともいわれる⁶³⁾。

舟木宰判は、瀬戸内海沿岸部には漁業や回船業にたずさわる人びともいたが、農業を主体とした地域である。「田家年中行事」,「農家要文」などの農業型の往来から抜粋したのも散見されるが、和田幾衛だけでなく、おおくの寺子屋師匠が『商売往来』を必修教科書として使用する。往来は、「庶民生活に密着した教材」であるといわれる⁶⁴⁾。農村部で『商売往来』が使用されたのは、実業類の往来としてではない。『商売往来』には、商人心得ともいふべき部分がある。

抑、生うまる 賣しやうばい 之家いえに 輩ともがら 者、從ハ 幼より 稚ようち 之の 時とき、先まつ 手しゆせき 跡さんじゆつ、算しゆぎやう 術へき 之たる 執かん 行やう、可レ 為た 肝は 要ん 者なり 也。然しかうして 而うた、歌れん、連はい 哥りつくわ、俳しうきく 諧ちやのゆ、立うたひ 花まひ、蹴つみ 鞠たい、茶こ 湯ふえ、謠び、舞わ、鼓み、太み 鼓み、笛たい、篳こ 篥ふえ、琴び、稽わ 古わ 之の 儀ぎ 者ハ、家かぎやう 業ある 有より 餘よく 力おり、折おり 々おり 心ころ 懸がけ、可レ 相べし 嗜あいたしなむ。或あるひは、碁こ、將しやう 碁ぎ、双すご 六ろく、小こ 哥か、三さん 味み 線せん、長てうし 酒しゆえん 宴ゆうきやう、遊ある 興ひハ、或す、不おうせ 應ふんげん 分に 限かざり、飾い 衣ふく 服かたくを、家せん 宅すい、泉つぎ 水やま、築つぎ 山やま、樹じゆ 木もく、草さう 花くハ 之の 楽たのしみ 而のみ 已み、費ついやす 金きん 銀ぎん 事こと、無む 益やく 之の 至いたり、衰すい 微ひ、破は 滅めつ 之の 基ひか 歎そう。惣そ 而じて、見み 世せ 棚だ 奇き 麗れい、挨あい 拶さつ、應あしらい 答もてなし、可レ 為た 柔にう 和わ。大おほ 貧ほに 高むさほり 利かう 掠かり 人を 之かすめ 目ひとのめを、蒙かう 天むる 爵てん 者ぼつを、重かさね 而と 問ひ 來く 人ひと 可レ 稀まれ。恐おそ 天てん 道だう 働はたら 輩き 者ともがら、終ついに、富ふう 貴き 繁ほん 昌じやう、子し 孫そん 榮えい 花くハ 之の 瑞ずい 相さう 也なり。
またまたりじゆんなし うたがひ よつてごとし くだんの⁶⁵⁾
倍また 利また 潤また 無なし 疑うたがひ。仍よつて 如ごとし 件くだん

読みくたせば、つぎのとおりである。商家に生まれたものは、幼いころから、手習いや算盤をならうことが肝要である。歌、連哥、俳諧、立花、蹴鞠、茶湯、謠、舞などの芸事は、家業に余力があるときに嗜むべきである。碁、将棋、双六、小唄、三味線などの遊興にふけつ

たり、酒宴におぼれたり、分限をわきまえず、衣服や家宅をかざったり、泉水、築山、樹木、草花をたのしんだりすることは、財貨を浪費するだけで、無益のことであり、家運衰微、破滅の原因になる。見世棚をきれいにし、顧客への挨拶、対応、もてなしを柔和にすべきである。高利をむさぼり、人目をあざむいたりすれば、天罰をうけ、二度とおとずれることもなくなる。天道の働きをおそれることは、家の富貴、家業の繁盛、子孫繁栄の瑞祥である。ますます利益がますますことは疑いがないことである。

岩国藩領の周防国玖珂郡柳井津町金屋の小田家につたえられる『商売往来』⁶⁶⁾からも窺われるとおり、師匠が必要な部分を筆写し、それが寺子屋で教材としてつかわれる。『商売往来』が農漁村部にまで浸透したのは、商人心得が勤勉、正直、節儉の諸徳を論し、商人だけでなく、農漁民にもつうじる生活規範をふくむからである。往来には、実業教育のように生業とふかくかかわる側面だけでなく、社会人としての礼儀や道徳にかかわる側面がある。

一般に、寺子は必修教科書をおえれば、寺子屋かよいをやめる。団七のように必修教科書をおえたのちにも、寺子屋にかよう寺子には、幾衛は『風月往来』、『庭訓往来』をおしえる。

団七は、田中平右衛門のもとで、『商売往来』などの往来にとりくみ、角字を習う。さいごに、12カ月間にわたり、『庭訓往来』をまなぶ。庭訓とは、家庭における父から子への教訓を意味する。『庭訓往来』は、擬漢文体でしるされ、1年の各月に進状と返状を一對ずつ配し、閏8月の進状をくわえ、25通の書状からなる。各書状には、それぞれ衣食住、職業、産物、政治、仏教、病気など、社会全般の事柄に関する単語が列挙され、武士や庶民の日常生活に必要な知識を網羅的に収録する。この段階まですすめば、大庄屋をつとめることもできる⁶⁷⁾。

「読書用書」として、幾衛は、「傍近ノ人名社寺山川村名類」、『日本国尽』、「長防ニ別都會宿驛」、『吾妻下』、『諭俗要言』、『田舎雙紙』、『田家年中行事』、『実語教』、『童子教』、『大阪状』、『弁慶状』、『義経越越状』、『今川状』、『諸職往来』、『江戸往来』、『日本往来』、『百姓往来』、『庭訓往来』をつかう。

「傍近ノ人名社寺山川村名類」は、板行された往来をひな形として地元版に書きあらためた熟語類の往来である。郷関の諸村を出発点とし、萩藩の地方行政区画である宰判、あるいは律令制以来の伝統的な行政区画である郡から、防長二州を対象とした「長防ニ別都會宿驛」へひろげ、全国的なレベルでの『吾妻下』、『江戸往来』、『日本往来』につながる点を考えれば、地理類の往来の性格をもあわせもつ。

萩藩だけでなく、全国各地の寺子屋において、全国レベルの地理類の往来が採用され、標準的な教科書として位置づけられる。藩主やその随員が参勤のために江戸におもむいたり、遊学生が藩外にでむいたりすることはあるが、舟木宰判のような藩の僻隅から一般庶民が他国にでむくのは、物見遊山で伊勢参り、宮島参詣などにでかけるためである。日常性からは

なれ、全国的な地誌を把握することが庶民の知的好奇心に合致したのであろうか。

『諭俗要言』、『実語教』、『童子教』、『今川状』は訓育類の往来である。訓育類は、「児童への教戒の文言を中心に編まれた往来」であり、江戸時代になると熟語類や消息類とともに種類も多くなり、ひろく普及する。「平安時代末期の作とされる『実語教』、ならびに鎌倉時代の撰作とされている『童子教』の二教を始祖とし原型とする」実語教型、「詩歌・韻文・散文など、さまざまな形態を自由に用いながら庶民生活に必要な道德ならびに生活心得を説いた」一般教訓型の往来群、「日常生活における行動や言葉づかいのあれこれを、具体的に教示しようとした」躰型の往来群、「庶民の間における生産力の向上、生活水準の向上、そしてこれを基盤とする諸文化の発展にともなって、子どもの知性を伸ばし、伸ばした知性で望ましい道德行為・生活を営ませよう」という知育型の往来群、「まじりあうことをいっさい許さない深い溝を設けた四つの階級で構成されていた」社会を存続・強化するための「共通道徳」、とりわけ武士のための教訓をまとめた四民教訓系（武家教訓）がある⁶⁸⁾。農漁民、手工業者、商人のためには、後述の実業類がある。

『諭俗要言』は、広島藩儒の頼杏坪が文化14（1817）年に広島の書肆春草堂から板行したものである。『諭俗要言』は、もともと中国宋の儒学者陳襄が領民を啓蒙するために編纂した教諭書であるが、頼杏坪が翻訳し、手習いの手本として藩内領民に頒布され、民衆教化に利用される。ついでながら、徳山毛利家が江戸前期から明治初年にかけて収集した和漢書籍のコレクションである棲息堂文庫には、頼杏坪が兄春水とともに藩内の孝子や奇特者の行状をまとめた『芸備孝義伝』がおさめられる⁶⁹⁾。

『今川状』は、南北朝期の武将今川了俊が後嗣の仲秋にあてた武家家訓である。『今川了俊対愚息仲秋制詞条々』、『今川帖』、『今川』、『今川之条目』、『今川壁書』、『今川腰越状』、『今川了俊制詞』などの異称がある。「不_レ知_レ文_道而_レ武_道終_レ不_レ得_レ勝_レ利_事」（文道^{す しらふんだうをしてぶだう}を知らずして、^{ざる ぬせうりをこと}武道_{ついに}勝利_{を得ざる事}）⁷⁰⁾ではじまる前文23カ条は、為政者として政道にたずさわるための文道によるこころの修養の必要性、そのための日常生活での心得を漢文体で列挙する⁷¹⁾。後半でも、文武両道をくりかえし、武士としての心得をさとす。

『実語教』は、『童子教』とともに平安中期から鎌倉中期にかけて成立し、近世末期にかけて往来としてひろく流布する。両書は、仏教や儒教の経典から言辞をぬきだし、漢字5字1句、2句1対の漢詩形式で編纂したものであり、一对の教訓書としてあつかわれる。全編96句からなる『実語教』は、仏門にはいる児童のための「入門教科書」であり、「智」を第一とし、それにいたる学問を奨励する。その撰者は弘法大師空海とも、護命僧正ともいわれる。その冒頭には、人口に膾炙された成句がならぶ⁷²⁾。

山高^ガ故_ニ不_レ貴^{カラ} 以_レ有^ヲ樹_ヲ為_レ貴（山高^{たつと}きが故に貴_{からず} 樹_{有る}を以て貴しとす）

人肥^{タルガ}故_ニ不_レ貴^{カラ} 以_レ有_レ智_ヲ為_レ貴（人肥_{へたる}が故に貴_{からず} 智_{有る}を以て貴しとす）

富は一生の財 身滅^{レバ}即共滅 (富は一生の財 身滅すれば即ち共に滅す)

智^ハ是万代財 命終即隨行 (智は是万代の財 命終はれば即ち随つて行く)⁷³⁾

「雖^レ積^二千両金^一 不^レ如^二一日學^一」(千両の金を積むと雖も、一日の学には如かず)、「讀^レ書^ヲ勿^レ倦^一 學文勿^レ怠^一 除^レ眠^一通夜誦^{セヨ}」(書を読んで倦むことなかれ 学文に怠る時なかれ 眠りを除いて通夜誦せよ)といった文言がくりかえされる。夜もすがら書物をひもとき、「学文」によって身につける「智」とは、社会生活における行為の規範にほかならない。

全編330句からなる『童子教』は、もともと仏門にある山住みの童子を対象とし、「来世欣求・穢土厭離の仏教的信仰と、日常生活にかかわるさまざまな行儀作法」をおしえる。そのために、『実語教』より仏教色がこく、天台密教の安然が撰者であるという説がある。『実語教』が学問奨励の一点に集約されるのになら、『童子教』は「思想に一貫性がなく、かき集めて編纂する方式」である⁷⁴⁾。

『童子教』が師匠と寺子の私的人間関係を基盤とする近世の寺子屋に定着したのは、つぎのような濃密な師弟関係を説くからであろう。

一日師不^レ疎 況^ハ数年師乎 (一日の師をも疎かにせざれば 況や数年師をや)

師者三世の契 祖者一生の昵 (師は三世の契り 祖は一世の昵)

弟子去七尺 師影不^レ踏^一 (弟子七尺を去つて 師の影を踏むべからず)⁷⁵⁾

『童子教』の成句も、たとえば、「懈怠者食急 疲猿如食菓」(懈怠の者は食を急ぐ 疲れたる猿の菓を食するが如し)は「懈怠者は食を急。為疲猿の木実を如食」、「随順善友者 如麻中蓬直」(善き友に随順すれば 麻の中の蓬の直きが如し)、「親近悪友者 如藪中荊曲」(悪しき友に親近すれば 藪の中の荊曲の如し)は「悪敷友も麻の中の蓬と成り様に」として、後述の『寺子式目』に援用される。ちなみに「親近悪友者 如藪中荊曲」は、『荀子』勸学篇の「蓬生麻中不扶而直」(蓬も麻中に生ずれば、扶けずして直し)⁷⁶⁾を援引したものである。「入郷^ニ而隨^レ郷^一 入俗^ニ而隨^レ俗^一」(郷に入つては郷に随ひ 俗に入つては俗に随ひ)、「人死而留^レ名^ヲ 虎^ハ死^テ而留^レ皮^ヲ」(人は死して名を留め 虎は死して皮を留む)といった格言も『童子教』におさめられたものである。

萩藩内の寺子屋では、『実語教』、『童子教』、『寺子式目』のほかに、『孝行麓のしるべ』、『孝行の鏡』、『教民の詞』といった訓育類の往来もとりにいられる⁷⁷⁾。『教民の詞』は、吉田松陰の兄である杉民治が撰述したものである。萩藩でも、明倫館祭酒山県大華が題辞をしたため、弘化4年に『六論衍義大意』を開板する⁷⁸⁾が、天保期以降、全国に流布した『六論衍義大意』は、舟木宰判の26の寺子屋のうち、中野開作村の地下医縄田俊良と際波村の藩士佐々木□郎だけがつかう。『教民の詞』を採用したのは、西吉部村の僧侶中山頓乗だけである。

『六論衍義大意』は、明の太祖(洪武帝)が洪武30(1397)年に発布した6項目の民衆の通俗道徳「六論」に由来する。6項目は、つぎのとおりである。

孝順父母（父母に孝順なれ）
尊敬長上（長上を尊敬せよ）
和睦郷里（郷里に和睦せよ）
教訓子孫（子孫を教訓せよ）
各安生理（おのおの生業に安んぜよ）
莫作非為（非行を為すなかれ）

明末に、^{はんこう}范鉉が「六論」に平易な解説をくわえ、『六論衍義』をあらわし、「六論」の聖意をひろく郷村にひろめる。琉球王府の進貢正議大夫として渡明した^{くにんだ}久米村の程順則は、康熙46(1707)年、中国福州において『六論衍義』を自費で翻刻し、琉球へもちかえる。それは、『六論衍義』が字義簡単であり、語学の教科書として適していたからである。『六論衍義』は、享保4(1719)年、薩摩藩主島津吉貴の手をへて、第8代將軍徳川吉宗に献上される。吉宗は、享保6(1721)年、荻生徂徠に訓点をほどこさせ、翌年には儒官室鳩巢に大意を平易な和文になおさせ、手習用往来本の体裁の『六論衍義大意』として板行する。『六論衍義大意』は、町奉行から手習師匠に頒布される。以後、諸藩にも流布し、何種類かの異版・類版が^{かうじゆんなれ}続出し、日本の民衆道徳に^{ふほに}大きな影響をあたえる。冒頭の「孝順_二父母_一」には、つぎのように⁷⁹⁾される。

凡世間にある人。^{たつとき}貴となく^{いやしき}賤となく。父母のうまさる人やある。されハ父母ハ我身の^{ちちは、}出来し本なれハ。本を^{いでき}忘るましき事なり。

藤曲村が位置する舟木宰判では、25の寺子屋師匠のうち、萩藩家臣、毛利義親家臣などの武士が15名、農民が3名、神官・僧侶が6名、地下医が1名である。苗字を公称する農民、すなわち庄屋級の農民が3名にすぎず、武士が寺子屋師匠の60パーセントを占め、宰判全域で寺子屋をいとなむ。武士の寺子屋師匠は、中国地方では24パーセントにすぎず、全国的には20パーセントほどである⁸⁰⁾。団七がかよった寺子屋も、福原家の家臣である中村直輔と阿川毛利氏の家臣である田中平右衛門がいとなむ寺子屋である。萩藩領である長門国と周防国には、岩国藩、徳山藩、長府藩、清末藩という支藩があり、家老職を世襲する一門六家も知行地をもつ。支藩や一門の知行地に家臣団が常駐するだけでなく、無給通と呼ばれる給地をもたない萩藩家臣層が在郷諸士として藩内各地に散在する。団七が生まれた土生浦でも、在郷諸士の浦上此面や渡辺清行が寺子屋をいとなんでいた。こうした武士の子弟は、領主がもうけた藩校や郷校にかよふことができないばあいには、寺子屋に学習の場をもとめる。しかし、寺子のおおくが農民の子弟であったことはいうまでもない。

萩藩内の寺子屋では、『孝行麓のしるべ』、『孝行の鏡』、『教民の詞』といった民衆の通俗道徳に関する往来もつかわれるが、舟木宰判では3名の寺子屋師匠が民衆の通俗道徳に関する往来を採用したにすぎない。往来の選択は、寺子屋師匠の社会的出自とかわりがある。

『日本国尽』、『吾妻下』、『江戸往来』は地理類の往来である。地理類は、江戸時代から明治初年にかけて作成された往来の諸分類もなかでも、もっとも種類がおおい。「大は世界全域より小は一町一村にいたるまで、特定の地域を対象とし単位として、その地域に内包される国名・町名・村名・字名あざななどの地理的名称を書きつらねていく形と内容とを採った」国尽型、「大は世界全域から小は一町・一村にいたるまで、特定の地域を対象とし単位として、その地域の地勢風土・気候・領主・産業・人情風俗・名勝旧跡・神社仏閣等について記した」地誌型、「都市と都市とを結ぶ交通路をしめすために、その交通路上にある宿駅の名をつぎつぎに詠みこんだ」都路型、「一日なり数日なりをついやして、神社仏閣とか名所旧跡とかへ出かけていく道しるべと、その社寺や名所の由来・縁起・景趣などについて書き綴った」参詣型、「ある特定の立場から、あるいは一定の対象——山とか産物とか——をえらんで地理的記述を試みた」特殊型に分類される⁸¹⁾。

『日本国尽』は、五畿内、東海道、東山道、北海道、北陸道、山陰道・山陽道、南海道、西海道、附二島・琉球の 8 巻から構成され、国名を列挙しただけの『国尽』とは異なり、日本各地の地理を五畿八道別に記載する。『吾妻下』は、京都伏見から江戸日本橋までの東海道の主要地名とその情景などを七五調の文章でつづった往来である。『江戸往来』は、全編 1 通の手紙形式をとり、年始の挨拶、江戸城内における將軍家の儀式や行事、国より流入する物産、江戸の案内などを内容とする。

往来が「庶民生活に密着した教材」⁸²⁾であるとすれば、往来はなによりもまず生業とのかかわりがつよくなければならない。さらに、日常性、地域性または土着性も問われることになる。幾衛が採用した「傍近ノ人名社寺山川村名類」、「長防ニ別都會宿驛」は、その意味では「庶民生活に密着した教材」にほかならない。しかし、萩藩だけでなく、全国各地の寺子屋において、『日本国尽』、『吾妻下』、『江戸往来』といった全国レベルの地理類の往来が採用され、全国の寺子屋における標準的な教科書として位置づけられる。藩主やその随員が参勤のために江戸におもむいたり、遊学生が藩外にでむいたりすることはあるが、舟木宰判のような藩の僻隅から一般庶民が他国にでむくのは、生業のためではない。物見遊山で伊勢参り、宮島参詣などにでかけることがあるにしても、それは日常的な出来事ではない。日常性からはなれ、全国的な地誌を把握することが寺子屋での学習のスタンダードになっていたのではないだろうか。

『大阪状』、『弁慶状』、『義経腰越状』は、歴史類の往来である。歴史類は、「過去における何らかの事件・人物、あるいは流れに題材を求めて内容を構成している諸往来」である。「史上の事件・人物にかかわる古状・擬古状によって一編の往来に仕たてた」古状型、「特定の人物に焦点をあてて、その出生や生い立ち、事跡・逸話や死没のありさまなどについて記述した」伝記型、史詩型——漢詩形態、史詩型——国歌形態がある⁸³⁾。史詩型は、子どもが記

誦しやすいように、「五字・四字・三字の漢字で一句とする漢詩」か「平がなまじりの七五調・美文体」で全編がつかぬかれる。

『大阪状』と『弁慶状』は、歴史類・古状型に分類される。『大阪状』は、大坂冬の陣のまえに徳川家康が豊臣秀頼におくった挑戦状、すなわち「大坂進状」と秀頼から家康にあてた受諾状、「同返状」も2通の擬古状からなる。『弁慶状』は、衣川で討死を覚悟した弁慶が、幼少期から現在にいたるまでの経歴を述懐しながら、生涯にわたる節義と勇気とを述べた舌状形式をとる。

『義経腰越状』は、『義経申状』、『腰越状』とも呼ばれ、歴史類・伝記型に分類される。梶原景時の讒言により兄頼朝の逆鱗にふれた義経は、鎌倉入りをまえに足止めされていた腰越の満福寺で大江広元あてに心情を綴ったものである。もともと『平家物語』や『義経記』におさめられていたものである。

歴史類に関しては、武士の境涯、とりわけ武士の生きざまを題材にした往来がもちられる。歴史類の往来も、武士にとって重要な忠や義といった徳目は、四民にとって普遍的な価値であるという視点から選択されたということであろうか。

「田家年中行事」と『諸職往来』は、実業類の往来である。「田家年中行事」は、農業型往来の模本とされた『田舎往来』の年中行事をぬきだしたものである。ちなみに、『田舎往来』は、岩崎矩清が撰作し、宝暦8(1758)年に江戸の須原屋茂兵衛によって上梓されたもので、『百姓往来』とともに実業類・農業型の往来の原型となった往来である。全編1通の書状形式で、農家日用の語句がもりこまれる。穀物、野菜の品目、農具、施肥、耕作についてはもとより、年貢貢納、宗門人別帳、五人組帳などの公民関連語彙も列挙する。さいごに、農民も手習いや学問にはげみ、人の道をわきまえるようさとす。『諸職往来』⁸⁴⁾は、冒頭で「夫それのうこうしやうハこつかのしほうにちようまんふつちよたつこつかのほんげんなりしほうにちようまんふつちよたつこつかのほんげんなり士農工商者国家之至寶日用萬物調達国家之本源也」と述べ、四民それぞれの職に必要な知識、技術、生活心得についてしるす。『商売往来』に触発され、作成されるが、大工、屋根葺、鍛冶、経師、仏師、傘張、鋳物師などの職人に重点をおく。

寺子屋では、熟語類、消息類、訓育類、歴史類、地理類、実業類のほかに、「中世このかたの狭義の往来概念にとらわれることなく、初歩教材・教科書として作られた」往来もつかわれる。それは理学习型、女子用往来に分類される⁸⁵⁾。理学习型は、天文暦学・地学関係、生物・生理関係、窮理関係、算数型に分類される。江戸後期から明治初年にかけて、寺子屋は3万校から4万校もあったといわれるが、その3分1が算数、とりわけ算盤を教科にくわえていた⁸⁶⁾。その基本になったのが、寛永年間(1624~1644)に京都の吉田光由が刊行した『塵劫記』である。女子用往来は、教訓型、消息型、社会型、知育型に分類されるが、『女今川』、『女実語教』などの教訓型の女子用往来がもっとも多く刊行され、普及する。

三都のような大都市では、商家の子どもが多かったために、手習いや読書のほかに、算数、

とりわけ算盤をおしえる寺子屋が多いが、萩藩郷村の寺子屋では、『塵劫記』、『算盤指南』といった算数型の往来がつかわれた形跡がない⁸⁷⁾。幾衛の寺子屋の寺子は、算術については父兄や知人から「夜業」としてなっていた。

『郡中御制法』は、石川謙の分類にはおさまらない。岡村金太郎の分類によれば、社会科・公民型に属する⁸⁸⁾。万治3(1660)年に制定頒布された万治制法のうちのひとつで、萩藩の地方支配に、および農民統制に関するもの27カ条からなる。内容的には、郡奉行および代官の農民仕置に関する基本的方針の指示、農民の身分および日常生活全般にわたる諸規制のふたつに大別される。その基調には、農民撫育などの倫理的規定を主眼とした道徳的観念が脈打っている。

そのほか、幾衛の寺子屋でも四書の学習を希望するものもいた。郷学菁莪堂で素読をまなぶ福原家の家臣子弟が幾衛のもとにかよったのであろう。しかし、江戸後期になっても、庶民が朱子学の基本経典である四書をまなぶのを忌み嫌う傾向があった。

適當有ノ孩兒ハ右ヲヨミ終ツテ、大學・論・孟・中庸、是ヨリ書經ト素讀シ、朱學ノ法ヲ堅ク守レドモ、是亦了簡違ナリ、大學・孟子・書經等ハ、天下國家ヲ守ル王侯大夫ノ書ナリ、庶人ノ身ニシテ之ヲヨミ、等ヲ踰テ何ノ益有ルコトゾ⁸⁹⁾

四書は、体制教学である朱子学の経典であり、為政者の書である。庶民が四書を素読したとしても無益であるというのである。しかし、寛政改革期の学問奨励策のもとで、漢籍の四書五経を読解できない庶民層にも普及する。萩藩の僻陬でも、四書五経が余師本として、九経も『改正音訓詩経』のように訓点を付されたものが浸透する。『荀子集解』も庶民のあいだに流布していた⁹⁰⁾。余師本とは、経典余師とも呼ばれ、讃岐出身の儒者溪百年が編注し、天明6(1786)年に初版を板行した四書のことである⁹¹⁾。上欄に平仮名で読法をしるし、下段に本文をあげ、さらに本文解釈をほどこしたものである。庶民のあいだに四書五経が余師本や音訓本としてはいりこみ、庶民道徳として独自に消化される。

寺子屋は、往来を教科書として読み書きを教授するだけでなく、読み書きをとおり、寺子に生活全般にわたる礼儀を身につけさせるという課題をもになう。教訓類の往来は、そうした課題に対応する。なかでも『寺子式目』は「近世的な教育機関で読み・書きを学んでいる子どもを明確に意識し、対象として編纂されている」⁹³⁾。周防国玖珂郡柳井津町金屋の小田家につたえられる『寺子式目』の写本⁹⁴⁾にもとづき寺子屋における礼儀の教育について考察する。

『寺子式目』は、京都の手習師匠笹山梅庵が撰述し、元禄8(1695)年に板行された『寺子制誨式目』を原型とする流布本である。『寺子制誨式目』は、4巻本の『筆道稽古早学問』の第3巻である。もともと漢字・ひらがなまじり文で、34カ条からなっていた⁹⁵⁾が、おおくの重板本や改板本が板行されただけでなく、おおくの写本が流布したために、文言、箇条数

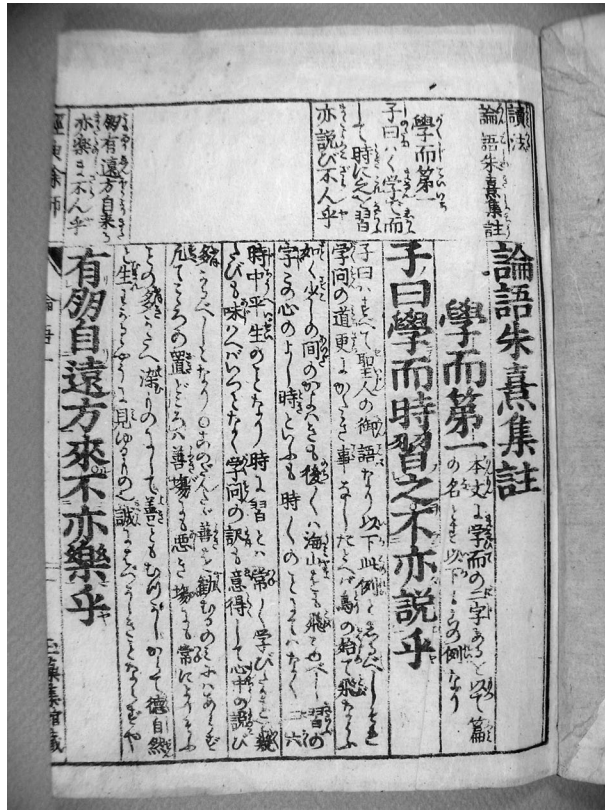


図8 余師本——論語⁹²⁾

などに異同がみられる。しかし、基本的な内容は踏襲する。

幾衛は『寺子式目』を採用していないが、近傍の寺子屋では、熟語類をおえると、『郡中御制法』、『寺子式目』、あるいは『寺子制誨式目』にうつる⁹⁶⁾。『寺子式目』は、仏教説話、軍記物、御伽草子、謡曲、俳諧集などから成句をよせあつめたものである。手習いの必要性にはじまり、寺子屋教育の課題、寺子としての心得、日常生活における礼儀におよぶ。

『寺子式目』は、まず、第1に、冒頭で、手習いの必要性について強調する。

人と生れて、物書さるハ、非人。是を盲目に縦たり。且ハ師の恥、且ハ親の恥、都而其身之恥辱也。三ツ子の心百迄といへり。志を起し、此恥を不忘、手習可被精出事。

はじめに、人に生まれ、文字を書けないのは人ではない、という大前提が提示される。ついで、師匠の恥であり、親の恥でもあり、すべて自分じしんの恥辱である。三つ児の魂百まで、といわれる。志をもち、この恥を忘れることなく、手習いに精をだすべきである、とさす。

第2に、寺子屋の課題は、寺子に「人の道」(第13条)おしえることである。「人の道」は、

「両親を崇^{あがめ}、師道を尊^{たつとみ}、兄を敬^{うやまい}、弟を恵^{めぐむ}より人の道ハ發^{おこる}事」(第12条)、すなわち両親をあがめ、師匠をとうとび、兄をうやまい、弟にめぐみをほどこすことによりなりたつものである。礼をおしえることが寺子屋師匠の本来的な課題である。「人の道」を自覚し、礼にもとづくことにより、手習いは上達する。つまり、手習いと礼は相関関係にあるという。

貝原益軒は、「書は心画なり」という⁹⁷⁾。

古人、書は心画なり、といへり。心画とは、心中にある事を、外にかき出す絵なり。故に手跡の正邪にて、心の正邪あらはる。筆跡にて心の内も見ゆれば、つつしみて正しくすべし。

第3に、寺子としての心得として、手習いに関する注意事柄、寺子屋における身繕い・立ち居振舞いに言及する。

まず、寺子屋においては、筆のあつかい、紙のあつかいが基本である。筆は、古く、破損しているとしても、大切にあつかわなければならない。文字を書くときには、机にもたれたり、肘をついたりしてはならない。精神を集中し、一字一字、ゆっくりと書かなければならない。紙を粗末にしないことが手習いが上達する秘訣である。あたらしい紙は清書以外にはつかってはならない。身のまわりに、書き損じた紙をとりちらかしてはいけない。机の上、硯、文箱のなかもかたづけなければならない。

つぎに、寺子屋における心構えも、詳細にわたる。教場では、雑談、あくび、いねむり、鼻をすすること、紙を噛むこと、筆の軸をくわえることは厳禁である。寺子仲間との交友については、兄弟とおなじような関係、ひとを欺くような言動をつつしむようもとめる。「弟子去七尺 師影不可踏」(弟子七尺を去つて 師の影を踏むべからず)と『童子教』にあるとおり、目上のものには従順であり、親や寺子屋師匠に口答えしてはならない。慢心もいさめる。他人より手習いがまさっているとしても、慢心してはならない。慢心すれば、成人したのちの大成はみこめない。

さいごに、風体のみだれは心のみだれであるという観点から、教場における身繕いについて言及する。寺子屋にかようのは、人の道をまなぶためである。手足の汚れは、心のみだれである。他人の風体を見て、みずから慎むべきである。着物がやぶれていたり、ほころびがあったり、よごれていたりするのは、見苦しいだけでなく、その子の心がみだれている証である。いつももの静かに、衣類を破損させないようにふるまわなければならない。髪をととのえ、帯をきちんとしめ、菌もみがかなければならない。

第4に、寺子屋師匠の眼のとどかない寺子屋の外での立ち居振舞いについても、「制禁」として具体的にしめされる。危険な場所であそぶことは、「身を毀不傷を孝の始」であるとして禁ずる。食べものの贅沢、買い食い、喫煙や飲酒をいましめる。窃盗はもとより、仲間同士でのものの売買、年少者からものをもらうことを禁じる。『童子教』から「人以三寸舌

破損五尺身」（人は三寸の舌を以つて 五尺の身を破損す）を援用しながら、無益の雑言、放言、高話、告口、差出口、根問い、陰口、咎戒などをいさめる。「無理非道の悪友」との交遊、諍いも禁制である。落書き、建具、柱、畳などを傷つけること、宝引き、穴一などの賭け事に興じたり、見世物、物乞い、大道商人の叩き売りなどを見物すること、夜中に野原や道辻において小歌や浄瑠璃を口ずさんだり、大声で念仏をととなえたりすること、女子や年下のものを叱ったり、議論をふっかけたりすること、珍しいものを見かけたとしても騒いだりすることを禁ずる。

第5に、手習いの学習課程をとおして、たどりつくべき到達点をふたつあげる。ひとつは、「人の放心をおさめ、身を立」ることができるという点である。封建的身分制という限定された社会制度のもとでも、読み書きを修得することにより「一代の高名」をえる、すなわち社会的地位を向上させることもできるということである。

もうひとつは、「人として孝を思はざるハ、畜生也。道を信せざるは、木石也」という一節から窺い知ることができる。この成句は、『実語教』の「人而無智者 不異於木石」（人として智無きは、木石に異ならず）、「人而無孝者 不異於畜生」（人として孝無きは、畜生に異ならず）に想をえたものである。冒頭では、手習いの必要性について強調するが、結論では手習いにより最終的にめざすのは「人として」の道であることを明示する。

畜生は、漢語では家畜を意味し、仏教では生前の悪行のむくいにより死後に動物に生まれかわると考えられる。いわゆる畜生道におちれば、人間に残害され、たがいに殺傷しあう苦をうけるといわれる（『岩波仏教辞典』第二版）。人間は、「人として」の道をわきまえているという点で畜生や木石とはことなる。ことなるのは、「両親を崇、師道を尊、兄を敬、弟を恵」という点であり、社会生活における規範でもある。

『荀子』は、社会生活における規範についてつぎのようにしるす⁹⁸⁾。

人は生まれれば辞する無きこと能わず、辞して分なければ則ち争い、争えば則ち乱れ、乱るれば則ち離れ、離るれば則ち弱く、弱ければ則ち物に勝つこと能わず。故に宮室にも得て居るべからざるなり。[是れ]少頃も礼義を舍つるべからざるの謂なり。能く[礼義を]以て親に事うるを孝と謂い、能く[礼義を]以て兄に事うるを弟と謂い、能く[礼義を]以て上に事うるを順と謂い、能く[礼義を]以て、下を使うを君[道]と謂う。君[道]とは善く群せしむることなり。群道の当れば則ち万物も皆な其の宜しきを得、六畜も皆な其の長[養]を得、群生も皆な其の命を得ん。

人間は生まれると、社会生活をいとまざるをえない。人間の社会生活を安寧に維持するためには、自己のはてしない欲求を抑制し、他者をおもいやるころ、すなわち社会規範としての礼が欠かせない。礼をなりたさせるものは、五倫五常の道や勤儉、正直といった徳である。

天保期は、諸藩の財政的な窮乏や破綻、天保の飢饉を契機とした物価騰貴、一揆の激発などの社会的動揺、外国船来航による対外的危機などによる激動の時代である。寺子屋は、庶民の需要により自然発生的に生まれ、公的な権力とはかかわりない存在であったが、幕府は庶民の懐柔のために利用する。以下は、幕府が天保年間に江戸の寺子屋師匠にだしたお触れである⁹⁹⁾。

筆道にみにあらず、風俗を正し禮義を守忠孝を訓可申事肝要ニ心得申侯、且文字認侯程之者ハ、自然物語事も出来侯ものなれハ、御高札之文段、或ハ御触事、又ハ庭訓物、其外實語教大學小學、婦女子ハ女今川を始、女誠女孝經之類を筆道の傍に教可申侯

享保期（1716～1736）には、將軍吉宗が『六論衍義大意』を手習師匠に頒布する。改革の必要が認識された天保期（1830～1844）にも、幕府は寺子屋師匠に手習いだけでなく、「風俗を正し禮義を守忠孝を訓可申事」につとめるよう命じる。諸藩も、『六論衍義大意』やその改作を領内に頒布する。たとえば広島藩は、天保2（1836）年に『六論衍義大意』をもとに『教訓道しるべ』（広島市立図書館所蔵）を作成し、頒布する。幕府は、おそらく諸藩も、寺子屋を庶民道徳の教育施設とみなしていた。

寺子屋の教科書としてつかわれる往来は、便宜上、いくつかの類型に分類される。庶民道徳の普及浸透という課題に対応するのは教訓類の往来だけではない。歴史類の『大阪状』、『弁慶状』、『義経腰越状』も、実業類の『商売往来』さえも、人倫をとく。

農村の寺子屋では、通例、師匠のおおくは、村方三役をつとめる富裕農民層、僧侶、神職である¹⁰⁰⁾。かれらは、村の後進の育成のために実業類の往来を重視したであろう。しかし、舟木宰判では、寺子屋師匠の60パーセントが武士である。藤曲村では、寺子は年始には「餅壹重ね百疋二」、五節句には「米一升」、春分には「肴少々」、冬至には「米銀之間纒」、歳暮には「酒さかな其外」を「銘々氣付を以身分相應」に師匠に束脩をおさめることになっていた¹⁰¹⁾。天保期には、銭、すなわち青銅百疋は米1升、札銀1匁あたり、婚礼の祝儀としてわたされていた額である。銀1匁は、男の日雇い賃金の1日分に当たる¹⁰²⁾。「百疋二」、すなわち200疋という謝儀はむしろ儀礼的なものにすぎない。近隣の村々でもほぼ同様である。わずかばかりの束脩にもかかわらず、武士が寺子屋をいとなむ背景には、手習いをおし「人の道」をさとすという倫理的な職分に寺子屋師匠が共鳴したためであろう。団七がかよった寺子屋の師匠である中村直輔や田中平右衛門も福原家家臣である。

農業を主体とする舟木宰判の寺子屋では、農業や漁業にたずさわる人びとのために特化された往来、すなわち実業類・農業型の往来がとくに重視されることはなかった。『百姓往来』や『農業往来』は、1、2の寺子屋師匠がつかったにすぎない。しかも、おなじ実業類の往来である『商売往来』はほとんどすべての寺子屋師匠が必須教科書として位置づける。

団七は、嘉永3（1850）年に寺子になり、安政4（1857）年ころに寺子屋をおえる。和田幾衛

の寺子屋では、寺子には「貧富ノ別」があるために手習年限に関する定則はないが、宇部村近傍には、「鄙村固陋ノ風習」、つまり子どもの教育に無関心な風潮があり、寺子は1年ほど通学し、ながくても4年で業をおえる。しかし、団七は寺子屋をおえるまでに7、8年もかかる。なにかの事情により学業が中断したと思われる。

三 種痘医玄仲

一介の地下医にすぎない玄仲は、団七が寺子屋にかよいはじめたころ、嘉永3（1850）年4月から萩藩立の医学学校である医学館で実施された種痘法の伝習に招請される。

萩藩では、天保11（1840）年9月、天保改革の文教政策の一環として医学館が創設される。同月8日、侍医の賀屋恭安と能美洞庵が「醫業成立定掛り」を命じられる。赤川玄成、烏田良岱などが医学掛、青木周弼が翻訳掛、河村養信が本草掛、和田昌景が眼科掛に任命され、同月22日、萩八丁南苑に医学館が開講する¹⁰³。教科担当制が採用され、各教員がそれぞれ「傷寒論」、「瘟疫論」、「素問」、「本草綱目啓蒙」、「医療正始」、「外科必読」、「十四経」、「翻訳」、「眼科新書」を担当する。9つの開講科目のうち5科目が漢方医学であるが、のこりの4科目は蘭方医学である。萩藩では、天保期以降、伝統的な漢方医学からの脱却がはかられていた。

弘化元（1844）年には4月から5月にかけて藩内諸郡で、翌2年6月にも萩などで天然痘が流行し、多数の死者がでる。藩医青木周弼は、嘉永2（1849）年7月、長崎遊学中の門人阿部魯庵から「當秋、蘭船牛痘持渡、種痘仕候處、幸傳染仕、此節ハ崎陽小兒四五十人も致し居候¹⁰⁴」という知らせをうけとる。長崎に届けられた新しい牛痘漿と牛痘痂により奉行所において種痘が実施され、佐賀藩からは藩医の大石良英がかけつけ、江戸からも医師がぐだってきたという知らせである。周弼は、ただちに萩藩内でも種痘を実施するよう侍医能美洞庵に上申する。周弼の弟研蔵が長崎へ派遣され、佐賀で伊東玄朴塾の同門大石良英に面会する。佐賀藩は全藩で種痘を実施していたが、中心的役割を演じていた良英の斡旋により痘苗を譲渡され、9月下旬に萩に帰着する¹⁰⁵。

待ち受けていた周弼は、同じく引痘方を命じられた赤川玄悦、久坂玄機などとともに、研蔵が小児に痘苗を植えつける臨床実験にたちあう。かれらは、経過を注意深く観察し、すべてが『医宗金鑑』などの漢籍やドイツ人医学者フーフェランド（Christoph Wilhelm Hufeland）の『治痘眞訣』（扶歇蘭度撰、杉田成卿訳、土田玄意校）などの翻訳蘭書に記述されているとおり、天然痘の膿を接種した種痘部位に鮮明な痘疱が形成されたことを確認する。鮮明な痘疱は善感し、免疫が獲得された証である。多くのばあい、肉親や家族が被験者になるが、周弼の2児が被接種者になったといわれる¹⁰⁶。種痘がいずれも善感したために、周弼は赤川玄悦、久坂玄機と連署し、「内演説」と題する10か条からなる種痘実施要領を藩政府に

提出する。その冒頭には次のように記される。

此度牛痘種御取寄被_レ仰付_ニ候_ニ付、於_ニ御當地_ニ追々植付相試申候所、唐西洋書籍中ニ相述候通、初發_ニ取功_ニ迄形色順序等少しも相違無_ニ御座_ニ候、此趣_ニ候_ニへハ、最早種苗陸續植付相成可_レ申哉と奉_レ存候、右_ニ付左_ニ之通申出候間宜御沙汰可_レ被_レ下候¹⁰⁷⁾

痘苗は劣化しやすい。種痘を継続的に実施しなければ、痘苗はたえてしまう。種痘の試行にかかわった藩医たちは、この機会に萩城下だけでも種痘を普及したいと上申する。9月9日付で萩城下での種痘の実施が聴許される。あらたに「引痘掛」を命じられた周弼、玄悦、玄機は、赤川玄成、竹田庸伯などの7人の「臨時引痘掛」とともに、10月9日から種痘接種を実施しはじめる。引痘掛は、「後來も引痘相免れ候段自然無_レ疑事」と医学館における牛痘接種に自信をふかめる。種痘の実施は「生民 御救之一御大美事」であり、「醫家之本意ニも相叶申候事」である。引痘掛は「此上ハ何卒御国中一統御廣メ被_レ仰付_ニ度奉願候」と萩城下だけでなく、藩内全域で種痘を実施するよう藩政府に上申する¹⁰⁸⁾。

引痘掛は、藩内全域での種痘の実施は「大造之御事」であり、ただちに裁可されるとは考えていなかった。ところが、10月以降、阿武郡須佐村や萩近郊に「悪痘」が流行しはじめる。引痘掛としては「救幼之役、乍_レ承_リ一佗人之危急_ヲ、傍觀罷_リ過_シ候儀、難_キ忍_ビ次第」である。「いかにも早く未然を防ぎ候事、引痘之本意ニ御座候」として、藩内全域での種痘の実施について「格別之御詮議」を伺いでる¹⁰⁹⁾。伺はただちに裁可され、藩の全域に種痘が実施されることになる。藩政府は、嘉永3年1月13日付で各宰判の代官に具体的な実施要領を通達する¹¹⁰⁾。

此度於萩牛痘引種被_レ仰付候付諸郡在、迄行届候様可_レ被_レ仰付との御事ニ付左_ニ之通被_レ仰付候事

一 一宰判中陪臣地下醫之内、巧者之者兩三人宛、掛_リ被_レ仰_付候_ニ條、萩表罷_リ出、於_テ醫學館_ニ傳授之上、種苗之儀は在方より小兒連_レ出_シ被_レ仰_付候_ニ、引種感_シ候儀相極_メ候上、連_レ歸_リ、其種を以_テ種付被_レ仰_付候_ニ候事

但醫師之儀は御代官所且給主_方付出_シ、人柄撰挙之上、掛_リニ被_レ仰_付候_ニ條、右懸_リ之外、引種取扱之儀、堅_ク被_レ差_シ留_メ候_ニ候事

付_リ才判_ニより懸_リ醫師之儀、増人数をも可_レ被_レ仰_付候_ニ候事

一 諸才判給領共ニ引種之儀、切符詰_ニ被_レ仰_付候_ニ條、醫學館_方切符惣高_ニ而、御代官所江受取_リ、掛_リ之醫師江相渡_シ、戻入り切符之儀も、御代官所江取纏_メ、醫學館江追而差返_シ候様被_レ仰_付候_ニ候事

但切符相渡_シ候名前付記、引種姓名年齢種點之數及ひ不感再種其外異症出来候ハ、委細付記、一ヶ月切御代官所江面着差出_シ、夫_方醫學館江差出_シ候様被_レ仰_付候_ニ候事

一 引種相頼_メ候向々_方醫師江之謝礼其外、會積ケ間敷儀、堅_ク被_レ差留_メ候_ニ候事

この実施要領は、引痘掛の原案にもとづき、萩城下だけでなく、藩の全域を対象とし、しかもあらゆる身分のものにあいだに種痘を実施するために作成されたものである。第1に、藩の全域に種痘が行き渡るためには、地下医を登用しなければならない。各宰判から陪臣の医者や地下医のなかから熟達したものを2、3名づつ選抜し、いわゆる種痘医として萩の医学館において伝習をうけさせる。医者を選抜するのは、萩藩領のばあいには代官、福原家などの知行地のばあいには領主である。当時、三田尻の蘭方医梅田幽斎などのように、民間で種痘をおこなうものがいたが、種痘医以外のものには「引種取扱之儀」は厳禁とされる。

第2に、伝習にさいしては、種痘医は小児を随伴しなければならない。その子に種痘をほどこし、善感したことを確認したうえで、連れ帰り、他の小児に種付けしなければならない。当時、種痘は人から人へ種継ぎするほかに確実な方法はなかった。

第3に、種痘が藩内にもれなく浸透するために、「切符」制度を採用する。医学館が発行する切符が代官所を介し、種痘医に下付される。種痘医は、切符に種痘をうけたものの姓名、年齢、「種点之数」、「不感再種」を記し、「異症」が生じたばあいには委細を付記しなければならない。切符は代官所から医学館にもどされ、種痘の実施状況が把握される。

代官や領主は、ただちに医者を選抜をはじめ、嘉永3（1850）年2月以降、種痘医として当職所に登録する。熊毛宰判^{みつお}三丘村の領主宍戸孫四郎は、同年4月、つぎのように届けでる¹¹¹）。

三浦玄仲

山根壽庵

右兩人江領分^ニ於^テ宜^ク引痘被^レ申^シ付^ケ度^ニ被^レ存候間、於^テ醫學館^ニ傳授被^レ仰^セ付^ケ被^レ下候様、此段定^テ被^レ成^レ御沙汰^ニ可^レ被^レ下候以上

宍戸孫四郎内

宍戸孫四郎は、毛利家の一門家老の家筋で、安政2年に家督を相続した親基である。三丘宍戸家は、領地のはるか西方の吉田宰判の厚保村や松屋村にも給地をもつ。松屋村は周蔵が生まれ育った土生浦の東に隣接し、宍戸家の家臣伯野健蔵が駐在していたが、地下医のいない村である¹¹²）。土生浦の北方に位置する厚保村には、地下医がひとり開業していた。

玄仲は、嘉永4年1月に種痘医として当職所に登録される。宍戸孫四郎は吉田宰判の給地の種痘医として適任のものをさがし、知行地の隣村に居住する玄仲にたどりつく。玄仲は「所謂蘭方醫ニシテ翻訳書ニ依リ少シク泰西文明ノ學術ヲ解セシ」人¹¹³）である。宍戸は、玄仲が領内の医者であれば、ただちに躊躇なく玄仲をえらんだはずである。しかも、玄仲がすでに藤曲村に転居していたために、当職所への登録が遅れたのだろう。なお、宇部村の医師2名を「右兩人江領分於^テ宇部^ニ、引痘為^レ被^レ仕度^ニ被^レ存候間、於^テ醫學館^ニ傳授仰^セ付^ケ被^レ下候様」と願いでたのは、福原家家臣の和田幾衛である¹¹⁴）。

玄仲は、「宍戸孫四郎家来」として伝習に参加する。領主が選抜した種痘医である。玄仲は、

「啼泣致し、手術相施^レ候事、相成^リ兼可^ク申^テ候」事態¹¹⁵⁾にそなえ、種継ぎのために実子を萩に連れていかなければならない。帯同したのは3歳ほどの幼い妹きくではなく、7歳にもなろうとする長男団七であろう。

種痘は萩藩内の各宰判において実施される。萩藩の支藩である長府藩宇賀村の地下医古谷道庵は、日記の嘉永3年3月20日の条に次のように記す。

山崎玄材種痘事曰ク萩府公令ス、防長二国小兒種痘故各村医人皆府中至リ青木周助受術ヲ受シテ後之施ス（中略）種痘果何益之有是皆周助出ス蘭説怪ベシ¹¹⁶⁾

道庵は地下医とはいえ、江戸の坪井信道に師事したこともある蘭方医でもあり、青木周弼と同門である。道庵は、周弼が実施する種痘に疑念をいただいているが、種痘は、万延元(1860)年末までの11年間に20万人あまりに実施され、人口は漸増する¹¹⁷⁾。

玄仲は、もはや一介の地下医ではなく、「宰判中陪臣地下醫之内巧者之者」として藩に認知された医者である。慶応2年6月、幕府軍の松山藩軍が周防大島を砲撃し、四境戦争（第二次征長）の戦端がひらかれると、玄仲は吉田宰判に設けられた吉田病院に「診察兼調合方」として徴発される¹¹⁸⁾。その後も、慶応4年閏4月まで「馬関及豊前」に従軍する。もはや「戸孫四郎家来」ではなく、「吉田宰判植生村地下醫」の身分である。萩藩は、種痘の藩内全域への実施を契機として、藩の医療制度の再編成にのりだすとともに、医業を専門職として確立しようとする。そのなかに、地下医も組み込まれる。

弟の泰輔は安政3(1856)年に生まれただけである。萩藩の種痘医の後継者になるのは、団七にはほかならない。団七は、寺子屋にかよい、読み書きの基礎はもとより、往来により、漢文訓みくだし体、擬漢文体、漢詩体の文章をまなぶ。萩藩の種痘医の後継者として、将来を嘱望される。

おわりに

三浦団七、のちの青木周蔵の修学過程は、舟木宰判藤曲村の寺子屋にはじまる。本稿は、山口県学務課が明治4(1871)年ころにまとめた『教育沿革史草稿』に収録される舟木宰判の寺子屋における学習内容の分析をとおして、団七が、萩藩僻隅の舟木宰判藤曲村の寺子屋でなにをまなんだのか、可能なかぎり再構成することを課題とした。

寺子屋は、「手習いを中心とする初歩的な教育」をほどこす場¹¹⁹⁾、「庶民の日常生活に必要な読み・書き・算の初歩」をおしえる施設¹²⁰⁾、「庶民の生活に必要な文字や計数の実用的初歩の知識を子弟にあたえる」施設¹²¹⁾、「民衆の文字学習機関」¹²²⁾であるといわれる。寺小屋は、学習内容に関していえば、初歩的・基本的であると同時に、庶民の日常生活に即応するものである、というふたつの側面から性格づけられる。いずれについても、寺子屋で教科書としてつかわれていた往来の分析をとおして検討しなければならない。

往来は、もともと往返一対の手紙をいくつか収録し、初学者の教科書として編纂したものである。江戸時代になると、手紙文体で書かれたものばかりでなく、韻文体や散文体で書かれたものでも、初学者の教科書であれば、往来と呼ばれるようになる。

第1に、寺子は入門まもないころには、平仮名、片仮名、数字、単漢字、漢字の熟語・成句、名寄、短句の手習いをならう。こうした熟語類の往来は、初歩的・基本的なものである。寺子屋教育がこの段階でおわるとすれば、寺子屋の課題は「庶民の日常生活に必要な読み・書き・算の初歩」をおしえることであるといえることができる。しかし、寺子屋師匠は手習いだけをおしえたわけではない。初歩的・基本的な手習いをおえれば、消息類、訓育類、歴史類、地理類、実業類などの本格的な往来の読み書きへとすすむ。その意味で、手習い師匠という呼称は適切ではない。

文体に関しては、舟木宰判の25名の寺子屋師匠のうち22名が採用した『庭訓往来』や『風月往来』は、和臭がある擬漢文体でしるされる。17名の寺子屋師匠がつかった『実語教』は、漢字5字1句、2句1対の漢詩形式で編纂したものである。訓点やふりがながふられているとしても、俗字ではなく、正字でつづられる。9名の寺子屋師匠が採用した『寺子式目』（図10参照）は、漢字交じり平仮名文である¹²³が、擬漢文体の部分もすくなくない。

舟木宰判の25名の寺子屋師匠のうち13名が四書を、11名が五経までおしえる。しかも、武士だけでなく、神官や農民もふくまれる。四書は、江戸幕府の体制教学として位置づけられた朱子学の基本經典であり、為政者の書である。18世紀以降、儒学思想が庶民のあいだに浸透したとき、庶民が四書を独自に庶民道徳として咀嚼することもあった¹²⁴が、舟木宰判の寺子屋師匠が経書を庶民道徳のテキストとして採用したか否か疑問がのこる。和田幾衛の寺子屋にみられるような習熟度に応じた「八級」の等級制が採用されていたことを考えあわせれば、初歩的・基本的な学習内容だけではなかったといえることができる。

当時、子どもをふくむ一般庶民のあいだに平易な読み物として草双紙が浸透していた。草双紙は、17世紀後半ごろに板行されはじめた赤本、それにつづく黒本、青本、黄表紙、合巻ごうかんといった絵双紙の総称である。とりわけ赤本は明治初年まで命脈をたもつ¹²⁶。図9は、鈍亭魯文、すなわち仮名書魯文作、一鶯斎国周、すなわち豊原国周くにちか画の草双紙『かちかち山』の一齣である。挿絵が主であり、そのまわりに仮名書きの物語文が配置される。草双紙は、寺子屋で学習しなければ理解できないというものではない。なお、寺子屋は、個人が篤志によりもうけたものであり、「機関」というほどの組織性をもつものではないことはいままでもない。

第2に、庶民の日常生活は、日々、生活圏のなかで、共同体の一員としての社会生活をいとなみ、生業にたずさわることによってなりたつ。まず「防長郡村名」、「当郡巡」、「傍近ノ人名社寺山川村名類」、「長防ニ別都會宿驛」といったテーマの手習いによって、日常圏にお



図9 草双紙（『かちかち山』¹²⁵）

ける地名や人名をならいおぼえる。

ついで、共同体の一員として社会生活をいとなむために、「金穀数名」,「祝儀百疋類進物包ミ物ノ表ハ書」,「日用短簡ノ類」といったテーマの手習いが用意される。

さいごに、寺子屋で採用された往来、とりわけ実業類の往来がどのように舟木宰判の人のどの生業にかかわるのだろうか。舟木宰判は、海岸部では漁業や回船業をいとなむものもいたが、農業を主体とする地域である。農業という生業に直接にかかわるのは、実業類・農業型の往来である。しかし、舟木宰判の寺子屋師匠25名のうち教科書として『百姓往来』と『農業往来』をとりいれたものは3名だけである。そのほかに、「田家年中行事」,「農家要文」などの農業型の往来から抜粋したものが散見されるだけである。それにたいし、『商業往来』をつかった師匠は21名、全体の80パーセント以上におよぶ。ただし、岩国藩領の周防国玖珂郡柳井津町金屋の小田家につたえられる『商売往来』からも窺われるとおり、師匠が必要な部分だけを筆写し、それを『商売往来』として報告したものがすくなくないであろう。

小田家には、写本が2冊のこされるが、いずれも端本である。筆跡がおなじであり、半紙一折に2行書きという体裁もかわらない。のちになんらかの経緯で、2冊に綴じられたとおもわれる。小田家のばあいには、それが寺子屋で教材としてつかわれなかったとしても、子弟の教育のために筆写されたものであろう。『商売往来』は、「凡、商賣持およそ 扱文字しやうばいもちあつかふもんし、員数いんじゆ、とりやりのにつきしやうもん、証文ちゆうもん、注文うけとり、請取しちいれ、質入さんようでう、算用帳もくろく、目録しまり、仕切之覚也おほへなり」ではじまり、貨幣名、

商品名とつづき、商人生活の心得でおわる¹²⁷⁾。ひとつは商品名の「絹布之類」の途中から「薬種香具之事」までの商品に関する語彙を列挙したものである。もうひとつの表紙裏に「天保十三年寅七月 小田種三郎」として書かれたものは、商人生活の心得の一部とそほかの部分を書いたものである。

小田家は商家であり、『商売往来』は生業にかかわる実業類の往来であったが、萩藩の農村部で『商売往来』が使用されたのは、実業類の往来としてではない。『商売往来』の商人生活の心得に関する部分が勤勉、正直、節儉、孝行といった諸徳を論じ、商人だけでなく、農漁民にもつうじる生活規範をふくむからである。こうした諸徳は、「近代日本社会における広汎な人々のもっとも日常的な生活規範」¹²⁸⁾として明治期にひきつがれる。

『商売往来』が農村部にまで浸透したのは、商人心得が勤勉、正直、節儉諸徳を論じ、商人だけでなく、農漁民にもつうじる生活規範をふくむからである。

舟木宰判の寺子屋では、『実語教』、『童子教』、『寺子式目』、『寺子教訓書』、『諭俗要言』、『六論衍義大意』、『教民の詞』、『今川状』、『築山教訓書』という9種類の教訓類の往来がつかわれる。消息類は3種類、歴史類は4種類、地理類は5種類、実業類は4種類だけである。実業類に分類される往来には、生業にふかくかかわる側面だけでなく、共同体の成員としての礼儀や道徳にかかわる側面がふくまれる。そのほかの往来にも、同様な側面がみとめられる。その意味で、すくなくとも団七の時代の寺子屋は「手習いを手段として人倫道徳や公民的訓練を施す市民教育所」¹²⁹⁾であったといえる。ただし、農村部では「市民教育所」ではなく、農民の学習の場であった。

団七は、嘉永3(1850)年に藤曲村の寺子屋に寺入りし、安政4(1857)年ころに寺子屋をおえる。舟木宰判では、1年しか寺子屋にかよわない寺子もいたが、通例、3、4年のあいだ寺子屋にかよったようである。1年であれば、初歩的な読み書きができる程度であるが、3、4年も寺子屋にかよえば、農繁期に休みをとったとしても、熟語類だけでなく、教訓類、歴史類、地理類の往来をまなんだはずである。団七は、なにかの事情により学業が中断したと思われるが、寺子屋をおえるまでに7、8年をついやす。団七は、寺入りすると、まず初歩的な読み書きをならったのち、往来の学習をとおして日常的生活規範をまなぶ。奇兵隊を生んだ萩藩のばあいには、それは農村共同体の成員としての生活規範ではなく、萩藩の成員としての生活規範であったのかもしれない。団七のばあいには、それだけではない。団七がかよった寺子屋は、漢文訓みくだし文、擬漢文体、漢詩体といった文章をまなぶことによって、藩医に準ずる種痘医として認知された父親の家業をつがなければならぬ団七に漢学へすすむ道筋をひらく。

【註】

- 1) 『青木周蔵筆記』第一, 「青木周蔵関係文書」, 国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- 2) 遠山茂樹, 『明治維新』, 岩波書店, 1951年, 21頁。
- 3) 坂根義久, 『明治外交と青木周蔵』, 刀水書房, 昭和60年, 1頁。
- 4) 三浦康司, 「三浦家系図」, 昭和43年3月6日, とちぎ明治の森記念館・旧青木家那須別邸所蔵, 「青木周蔵関係文書」。
- 5) 厚狭郡教育会編刊, 『厚狭郡史』附図, 昭和61年(大正15年初版)。
- 6) 『青木周蔵筆記』第五。
- 7) 「佛蘭西國政覺書」, 『梧陰文庫』, 国学院大学所蔵。
- 8) 「伯耳靈ニ於テ筆記」, 『梧陰文庫』, 国学院大学所蔵。
- 9) 青木周蔵書翰, 明治12年1月30日付, 日本大学編刊, 『山田伯爵家文書』二, 平成3年, 79～85頁。
- 10) 西村睦男, 「近世における中心集落」, 西村睦男編, 『藩領の歴史地理——萩藩』, 大明堂, 昭和43年, 394頁。
- 11) 山口県文書館, 『防長風土注進案』第16巻 吉田宰判, 山口県立山口図書館, 昭和36年, 190頁。
- 12) 同上。
- 13) 同上書, 18頁。
- 14) フロイス, 岡田章雄訳注, 『ヨーロッパ文化と日本文化』, 岩波書店, 1991年, 137頁。
- 15) 布施昌一, 『医師の歴史』, 中央公論社, 昭和54年, 123頁。
- 16) 石井良助, 『徳川禁令考』前集第5, 創文社, 昭和34年, 386頁。
- 17) 『医師の歴史』, 55頁。
- 18) 田中助一, 『防長医学史』上巻, 聚海書林, 昭和59年(昭和26年初版), 230頁。
- 19) 千代田町役場編刊, 『千代田町史』通史上, 平成14年, 892頁。
- 20) 厚狭郡教育会編刊, 『厚狭郡史』, 昭和61年(大正15年初版), 435頁。
- 21) 山本多門, 「萩藩『船木宰判本拵』覚書」, 『小野田高等学校研究論叢』第8号, 昭和28年12月, 21～43頁。
- 22) 山口県文書館編, 『防長風土注進案』第15巻, 舟木宰判, 山口県立山口図書館, 昭和36年, 413頁。
- 23) 山陽町郷土史研究会編, 『山陽史話』第2輯, 山陽町教育委員会, 昭和46年, 77～78頁。
- 24) 山口県文書館編刊, 『防長寺社由来』第4, 昭和58年, 549～551頁。
- 25) 厚狭郡教育会編, 『厚狭郡史』, 厚狭郡教育会, 大正15年, 435頁。
- 26) 海原徹, 『近世の学校と教育』, 思文閣出版, 昭和63年, 310～311頁。
- 27) 文部省編, 『日本教育史資料』九, 鳳文書館, 昭和63年(明治23年初版), 224～230頁。
- 28) 山陽町史編集委員会編, 『山陽町史』, 山陽町教育委員会, 昭和59年, 601頁。
- 29) 山田亀之助, 『宇部郷土史話』, 宇部郷土文化会, 昭和30年, 191頁。
- 30) 同上書, 268頁。
- 31) 「船木宰判本拵」, 山口県立文書館所蔵。
- 32) 日野綏彦, 「『藤曲浦棟助船漂流記』と藤曲浦」, 『宇部地方史研究』第17号, 平成元年3月, 3～5頁。
- 33) 『防長風土注進案』第15巻, 舟木宰判, 409～410頁。
- 34) 地下上申絵図, 享保19(1734)年カ, 山口県立山口図書館所蔵。
- 35) 『宇部郷土史話』, 295頁。
- 36) 石川千代松, 『藩校と寺子屋』, 教育社, 1978年, 169頁。
- 37) 『宇部郷土史話』293頁。
- 38) 岡村哲夫編, 『山口県小学校の系譜』, 風説社, 昭和48年, 85頁。
- 39) 『宇部郷土史話』, 298頁。
- 40) 同上書, 295頁。
- 41) 同上書, 293頁。

- 42) 『防長風土注進案』第15巻，舟木宰判，410頁。
- 43) 「厚狭郡大島郡豊浦郡熊毛郡家塾寺子屋」，山口県学務課，『教育沿革史草稿』十止，山口県文書館所蔵。なお，萩藩における地方行政区画は宰判であったが，律令制以来の慣習的な呼称である郡も併用され，明治新政権のもとで，郡が地方行政区画として復活する。
- 44) 『防長風土注進案』第15巻，舟木宰判。
- 45) 「厚狭郡旧福原氏領地内寺子屋取調表」，『教育沿革史草稿』十止。
- 46) [著者不明]，『孝経童子訓』補刻，循出堂，天保2（1831）年，広島大学図書館教科書コレクション所蔵。
- 47) 『宇部郷土史話』，191～192頁。
- 48) 「解説」，貝原益軒，石川謙校訂，『養生訓・和俗童子訓』，岩波書店，1993年（1961年，第1冊），295頁。
- 49) 同上，308頁。
- 50) 同上書，260頁。
- 51) 同上書，257～258頁。
- 52) 『宇部郷土史話』，191頁。
- 53) 広島大学図書館教科書コレクション所蔵。
- 54) 橋豊，「手習教科書の文字とことば」，佐藤喜代治編，『漢字講座』第7巻，近世の漢字とことば，明治書院，昭和62年，310頁。
- 55) 『藩校と寺子屋』，213頁。
- 56) 石川千代松，『往来物の成立と展開』，雄松堂出版，1988年。
- 57) 同上書，23～42頁。
- 58) 『養生訓・和俗童子訓』，247～248頁。
- 59) 同上書，256頁。
- 60) 『往来物の成立と展開』，42～56頁。
- 61) 同上書，130～178頁。
- 62) 同上書，158頁。
- 63) 三好信浩，『日本商業教育成立史の研究』，風間書房，昭和60年，126頁。
- 64) 中村紀久二，『教科書の社会史』，岩波書店，1992年，3頁。
- 65) [著者不明]，『商賣往来』，藤屋九兵衛（浪花），嘉永4（1851）年，17丁，広島大学図書館教科書コレクション所蔵。句読点筆者。
- 66) 山口県文書館所蔵。
- 67) 『宇部郷土史話』，294頁。
- 68) 『往来物の成立と展開』，56～79頁。
- 69) 山口大学附属図書館編刊，『山口大学附属図書館所蔵棲息堂文庫目録』，1986年。
- 70) 『今川腰越貧状』，[出版者不明]，[出版年不明]，広島大学図書館教科書コレクション所蔵。
- 71) 小澤富夫，『増補改訂武家家訓・遺訓集成』，ペリかん社，2003年，468頁。
- 72) 酒井憲二，「実語教童子教の語彙」，『國語國文』第65巻第9号，平成8年9月，35～36頁。
- 73) 『実語教童子教』，松林堂，藤岡屋慶治郎，嘉永再彫 [出版年不明]，広島大学図書館教科書コレクション所蔵。
- 74) 石川千代松，『日本教科書大系』往来篇，第5巻 教訓，講談社，昭和44年，16頁。
- 75) 『実語教童子教』。
- 76) 金谷治訳注，『荀子』上，岩波書店，1991年（1962年第1冊），11頁。
- 77) 寺子屋教科書一覧，山口県教育会編刊，『山口県教育史』上，大正14年，249～251頁。
- 78) 東恩納寛淳，「六論衍義伝」，『東恩納寛淳全集』8，第一書房，昭和55年，77頁。
- 79) 室鳩巢，『六諭衍義大意』，文鹿堂（京都），天保14（1843）年，広島大学図書館教科書コレクション所蔵。
- 80) 石川謙，『日本庶民教育史』，玉川大学出版部，1998年新装版，288頁。
- 81) 『往来物の成立と展開』99～129頁。
- 82) 『教科書の社会史』，3頁。
- 83) 『往来物の成立と展開』，79～99頁。

- 84) [著者不明], 『御家流百家通用諸職往来』, 三省堂 (大阪), [出版年不明], 広島大学図書館教科書コレクション所蔵。
- 85) 『往来物の成立と展開』, 178~203頁。
- 86) 『藩校と寺子屋』, 178~203頁。
- 87) 「寺子屋教科書一覧」, 『山口県教育史』上, 249~251頁。
- 88) 附録一「岡村金太郎と往来物」, 『往来物の成立と展開』, 10頁。
- 89) 『経済問答秘録』巻4, 瀧本誠一編, 『日本経済大典』34, 明治文献, 昭和45年, 80頁。
- 90) 周防国玖珂郡柳井津町金屋の小田家には『經典余師四書之部』, 『經典余師詩経』, 『經典余師書経』がつたえられる。熊毛郡田布施の佐藤家には、『改正音訓詩経』上・後藤点, 『改正音訓書経』再刻・後藤点, 『改正音訓易经』再刻・後藤点などがつたえられる。毛利家編纂所の『三卿伝』の編纂事業に従事した吉田祥朔が蒐集した郷土資料のなかには、『荀子集解』もふくまれる。いずれも, 山口県文書館に所蔵される。
- 91) 鈴木俊幸, 『「經典余師」考』, 『一橋論叢』第134巻第4号, 2005年10月, 681頁。
- 92) 『經典余師四書之部』, 山口県文書館所蔵。
- 93) 石川千代松, 『日本教科書大系』往来篇, 第5巻 教訓, 講談社, 昭和44年, 97頁。
- 94) 『寺子式目』, 辰10月写, 山口県文書館所蔵。
- 95) 石川千代松, 『日本教科書大系』往来篇, 第5巻 教訓, 講談社, 昭和44年, 97頁。
- 96) 『宇部郷土史話』, 294頁。
- 97) 『養生訓・和俗童子訓』, 254頁。
- 98) 『荀子』上, 王制篇第十三, 81~84頁。
- 99) 「手師匠江」, 天保14年1月24日, 石井良助編, 『徳川禁令考』五, 創文社, 昭和34年, 388頁。
- 100) 『藩校と寺子屋』, 178~203頁。
- 101) 『防長風土注進案』第15巻 舟木宰判, 413頁。
- 102) 小川國治・小川垂矢子, 『山口県の教育史』, 思文閣出版, 平成12年, 168頁。
- 103) 『醫業成立沙汰控』, 山口県公文書館所蔵。
- 104) 阿部魯庵書簡, 青木周彌宛, 嘉永2年7月22日付, 『医業成立沙汰控』, 山口県公文書館所蔵。訓点筆者。
- 105) 『防長医学史』上巻, 135頁。
- 106) 日野宗春撰写, 「青木周彌略伝」, 山口県公文書館所蔵。
- 107) 内演説, 嘉永2年9月, 『好生堂醫學引痘沙汰控』, 山口県公文書館所蔵。訓点筆者。
- 108) 引痘方上申, 嘉永2年10月, 同上。訓点筆者。
- 109) 赤川玄悦・青木周彌・久坂玄機上申, 嘉永2年10月, 同上。訓点筆者。
- 110) 同上。訓点筆者。
- 111) 同上。訓点筆者。
- 112) 『防長風土注進案』第16巻 吉田宰判, 97頁。
- 113) 『青木周蔵筆記』第一。
- 114) 『好生堂醫學引痘沙汰控』。
- 115) 内演説, 嘉永2年9月, 同上。
- 116) 西丸哲哉, 『日乗——幕末の地下医古谷道庵』, 豊浦町中央公民館, 1987年, 27頁。
- 117) 『防長医学史』上巻, 145頁。
- 118) 『蝦夷以来諸所病院出張医官功名録』, 山口県公文書館所蔵。
- 119) 仲新, 『近代教科書の成立』, 大日本雄弁会講談社, 昭和24年, 50頁。
- 120) 「寺子屋」, 日本近代教育史事典編集委員会, 『日本近代教育史事典』, 平凡社, 1971年, 81頁。
- 121) 『教科書の社会史』, 2頁。
- 122) 梅村佳代, 『近世民衆の手習いと往来物』, 梓出版社, 2002年, 29頁。
- 123) 三角洋一, 「漢文体と和文体の間」, 東京大学教養学部国文・漢文学部会, 『古典日本語の世界』, 東京大学出版会, 2007年, 102頁。
- 124) 高橋敏, 『江戸の教育力』, 筑摩書房, 2007年, 137~138頁。
- 125) 鈍亭魯文録, 一鶯斎国周画, 『かちかち山』, 糸屋福次郎 (江戸), 安政6 (1859) 年序, 早稲田大学図書館所蔵。

- 126) 叢の会編、『江戸の子どもの本』，笠間書院，2006年，2頁。
127) [著者不明]，藤屋九兵衛（浪花），嘉永4（1851）年，17丁，広島大学図書館教科書コレクション所蔵。訓点筆写。
128) 安丸良夫，『日本の近代化と民衆思想』，青木書店，1974年，4頁。
129) 石川謙，『日本庶民教育史』，玉川大学出版部，1998年新装版，215頁。

【参考資料】

寺子式目

一人と生れて，物書さるハ，非人。是を亡目に縦たり。且ハ師の恥，且ハ親の恥，都而其身の恥辱也。三ツ子の心百迄といへり。志を起し，此恥を不忘，手習可被精出事。
一善悪ハ友によるの間，相互に行義を嗜，悪事に萌氣情を我と責臥て，筆法に心を移し習可被申候事。
一机に懸りて無益の雑談，欠氣し，伸し，或は居眠鼻を啜，紙を嚙，筆の管をくはへ，不習人を手本とする事，極悪人ハ兎もあれ角もあれ，其身は神妙に心を止，一字一字に能見入習可被事。

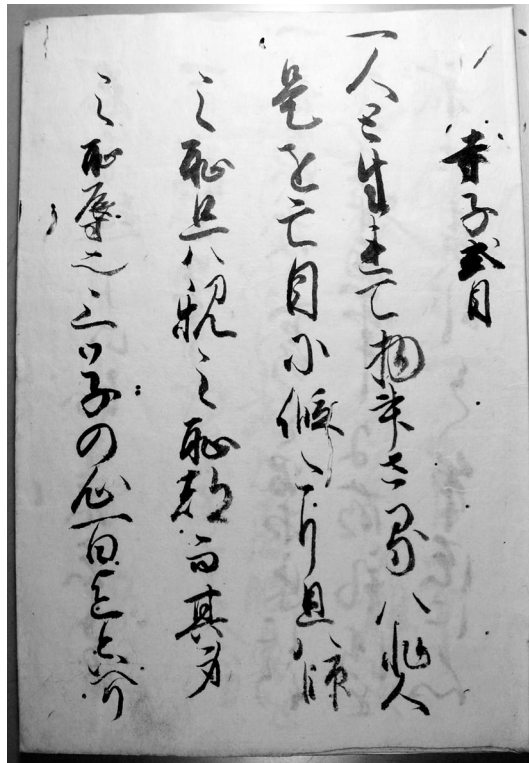


図10 寺子式目

一早書は急度令制禁候。惣而，氣の短き者，此名人と成たる様なく候間，文字律儀に丸く，静に手習可被申事。
一卓にもたれ，臂を付，浮虚にて氣楽に書候而は，手跡上る物にて無之候。筆の持様など違不申候様に，字毎に心を碎，筆勢儘に書習可被申事。
一筆紙を致放埒候者ハ，手揚り兼申候。損たる古毫成とも，大切に使ふ人ハ手跡早く上候間，筆扱に心

を可被附侯事。

- 一白き紙、清書等の外猥に剪裁費成義に遺捨申儀、かたく令停止候事。
- 一其身の居候廻りに反古等不可取散。卓の上、硯、文庫の内綺麗に可取置。且又墨筆翻散不申様に可被致候事。
- 一着物之破、綻、為穢か見苦敷よりも、其子の心さまの破たる所被察見るも右流左之。常々物静に衣類等不扱候様に相嗜可被申事。
- 一悪□のきく徳有事なし。戯の座興長して鬪と成候。唯常に我身の誤を顧慎肝要候。且又相撲腕押脇押枕引等、兒童に不似合力業、堅無用の事。
- 一堀端、川端、井の本、縁際、石壇、登臺、総而危所にて狂候事、大不孝にて候。其上、身を毀不傷を孝の始と申候間、身持自在に無之様、相嗜可被申事。
- 一心入の悪敷者の能物書事無し。両親を崇、師道を尊、兄を敬、弟を恵より人の道ハ發事に候得は、礼義を正し、友達中へも詞遣以下、随分慇懃に可被申事。
- 一先心を奇麗に持を以本とす。人の道を学に寺に来る身として、足ハ泥に穢れ、両手ハ墨に染、面鉢の反古に似たる有様ハ、不嗜成物に非也。人の悪を見て我身を省、其身を慎可被申候事。
- 一寺子の髪の不損前を能合て帯の結め正敷、齒の白きハ嚴重、師道、親の心配迄も被察者也。互に此段心を付、不□成身持被致間鋪候事。
- 一友達ハ兄弟と同じ。魚と水とのことく中能交、万事人の為能様にと可被心懸候事。
- 一賢過て其のこと偽を云は可成盗人瑞相なり。假染の一口も虚言不被申、且亦少の物成とも左礼事にも不可隠候事。
- 一人の奢は口より生ず。朝夕の食物、何成共、人の與物を喰、食好ミ、少も不可被申。尤買喰等之沙汰、承及候は永く見限可申候事。寒と卑隋涙を堪忍して不習ハ、手跡上り不申候間、溢而不可飽食且又心之卑いやしき事、口より露候得は、随分長敷相嗜人之手より不与物をハ不可食事。
- 一懈者は食を急。為疲猿の木実を如貪と古語に見たり。不精成子之癖として、食事に無遺脊、又無呑度湯茶を好、無居度小用ニ立、物に加合付て遊狂其心のきたなく賤事縦るに物なし。嗜て尋常に恥を知可給候事。
- 一子共の莫蕩を呑、酒を飲ミ好て、湯水を細々呑候者を可愛かる人、無之候。人に憎るる者ハ終ニ蒙天罰、被為愛人輩ハ、神明の預加護事目前に候。是に不限人の憎を受候儀、少にても被致間敷候事。
- 一欲物ハ品により、物により可被致所望候。白紙一枚成とも、其仁に隠し盗取被申候は、生前の可致恥辱候事。
- 附 於友達中、不依何賣買堅令停止候。其外、幼少の子共に物貴候儀も可有遠慮候事。
- 一車は三寸の轆を以千里行、人ハ舌三寸以て五尺の身を損。烏の色の黒いハ憎者なし。口の姦を憎。是を以、無益の雑言、放言、高嘶ハ乞食非人の境界□□可被心得候事。
- 附 不問語告口差出口根間陰言詞咎等、急度令停止候。惣而人に恥を興る宛言耳研等ハ悪人の所好にて候事。
- 一寺に来ては、宿のよからぬ事を白地に語、宿所に帰てハ、己か悪事を為掩隠、寺をあしさまに沙汰する事、不精成子共の常に候間、一口より慎可被申候事。
- 一人は手もと足もとに氣を付事肝要に候。龜相に走歩行候へは、不斗過出來候の条、立廻り、戸の明立、道具の取直迄、物閑に筋道不違様に可被心懸候事。
- 一假初にも他人の草履木履、不可履。第一の不躑なり。万一似たる故に誤候は、断を立、急度佗言可被仕候事。
- 一無理非道の悪友にハ兼々不可親。若立交候共、物毎不障様に挨拶可被致候。垣と鬪諍獨不成と云り。萬一筆合及争論輩は、双方の可為越度候事。
- 一堂塔其外宿にても、寺にても、落書堅く制禁候。且又徒に障子を破、柱に疵を付、畳等汚候は、可重其罪候之事。
- 一諸勝負、宝曳、穴一等、壹銭事より人の心は賤成候間、堅く令停止候事。
- 一人の見世、或は門前に立寄、物乞、藥賣商等を見物して、往還共に致為草、師道、親の名を貶等、以の外の可為不覺事。
- 一人はしらしと、夜中、野離れ、或は道辻にて小歌、浄瑠璃、高念佛、大声上て世に不憚輩、俗性も推被斗間にくき物に候。人之不見不聞所者一入慎可被申事。
- 一女子或は己より年の劣たる者を呵責争論仕掛候輩は、寺子とは難申。偏人に似たる畜類と可存候事。

一假令、如何様の珍事有之候共、何も一度不可立駈。勿論、小用等も、代々、立可被申候事。
一世話に若木の下ハ笠を脱と申、又氏より生立とも申候候得は、悪敷友達成とも強て不可憎。却而害と成事有之。我よきに人のあしきあふ讀し哥も候得は、悪敷友も麻の中の蓬と成り様に恥しめ、諫言を加可被申事。
一他人より己か手跡いか程刷勝り候とも、謙下して、自慢高慢の心不可持。幼少の時、纔も此心候得は、成人の後大成立身の障と成候事。
一七尺避而、師の影を不踏、一字の恩に舌を抜と云り。主親、師道に向て一言も口答不可申。制禁の趣厚信し、弥人の道の重事を尋問可被申候事。
一善を積は福を得、悪をなせハ禍来る。人として孝を思ハざるハ、畜生也。道を信せざるは、木石也。此教訓を愚に存不用不信輩、恥をかさね、名を降下し、身の立所を失、後悔可為眼前。是を則天罰とは申候事。
右此候々、耳に覚、口に云を能とはせず、唯々懲、心に哲し、身に守るを以て要とし、成人の後、意味の深事を可被察也。梅檀ハ二葉の時より馥しく、迦陵頻と云鳥ハ卵の内より囀といへり。流石なる人の子と生れ、徒に手足を延し、能もなく、無藝不孝不義の名を蒙り、諸人に嘲れん事、生々、世々恥辱也。一代の高名と不覚ハ面前今日にある事をするへし。人の放心をおさめ、身を立、道を得事、手習より善ハなし。但懈心は出来易、習心ハ妨易し。水流て止されは、大海と成理を得心して、一日も片時も畢事なけれ。佛と成、神となり、聖賢に至るの道も、物書より起り、一天四海の行、唯一筆に寵れりと、明に知して、可被致修行事肝要なり。者制誨の式目如件。

植て見よ 本のそだたぬ
里もなし
こゝろからこそ身は
いやしけれ

Zusammenfassung

Der Lernprozeß von Shūzo Aoki vor dem Fahrt nach Deutschland 1
— über seiner Lernzeit in einer Tempelschule (terakoya) —

MORIKAWA Jun

Danshichi Miura, Shūzo Aoki, ist im Jahre 1844 als der erste Sohn einer Arztfamilie im abgelegenen Dorf des Hagi-Daimyats geboren. Um sein Familiengewerbe fortzuführen, mußte er die Sinologie und selbst die Holland-Wissenschaft lernen. Seine Ausbildungszeit als ein praktischer Arzt fing in einer Tempelschule (terakoya) seiner Heimat an. Die Tempelschule wird als Elementarschule, die Lesen und Schreiben lehrt, betrachtet. Die Tempelschule war aber mehr als nur ein Elementarschule, sondern auch eine private Volksschule, die die Sittlichkeit und die gemeinschaftliche Lebenseinstellung lehrte. Nachdem Danshichi die Elementarerkenntnisse lernte, mußte er die als orai genannten Textbücher (zusammengestellte Muster- und Briefssammlung als Lehr- und Übungsbücher) lesen, der mit den Mischstil aus den chinesischen und japanischen Schriftsprache geschrieben und von der rein chinesischen Schriftsprache (Kambun) japanisiert wurde. In seiner heimatlichen Tempelschule machte Danshichi schon den ersten Schritt nach der Sinologie.